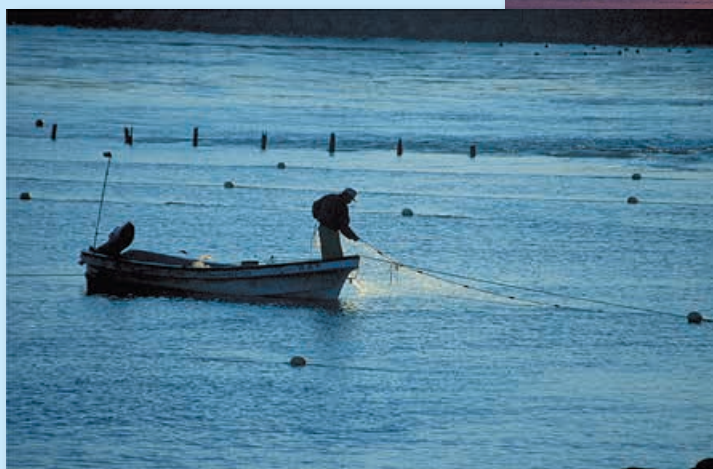


新潟水俣病のあらまし

〈令和元年度改訂〉



はじめに



新潟水俣病は、昭和40年5月31日に公式確認されて50年以上経過しましたが、現在に至るまで、阿賀野川流域の住民や地域社会に深刻な影響を及ぼしてきました。

本県では、平成7年、新潟水俣病を巡る諸問題について、政府・与党の解決案を踏まえ、新潟水俣病被害者の会・共闘会議と原因企業の昭和電工との解決協定書が締結されたことを受けて、水俣病の教訓を後世に生かす事業を実施していくことになりました。

本書は、県が行う水俣病の教訓を後世に生かす事業の一環として平成14年3月に初版が発刊され、「環境と人間のふれあい館－新潟水俣病資料館－」の利用と併せて、次代を担う若い世代の人達を始め、幅広い層の方々に御活用いただいているところです。

その後は、新潟水俣病地域福祉推進条例の施行や、水俣病被害者救済特措法に基づく救済、新潟水俣病公式確認50年事業などの動きを反映した改訂を行ってきたところですが、今般、前回平成28年3月の改訂版発行後の経過などを踏まえて、新たに改訂版を発行することとしました。

新潟水俣病は、高度経済成長期において、我が国が豊かで快適な社会の実現を追求してきた一方で発生した公害であり、被害に遭われた方々に対しては、私たちが社会全体で支えていかなければならず、また、新潟水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないよう、教訓を明らかにし、国内外に伝え続けていくことは、我々新潟県民の使命であると考えます。

県といたしましては、今後も、条例に基づく取組を継続し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して努力してまいります。

最後に、本書が多くの方々から活用され、新潟水俣病への理解を深める一助になることを願ってやみません。

令和2年3月

新潟県知事 花角 英世

新潟水俣病のあらまし 目次

| | |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

序章 水俣病の概要

| | |
|----------------|---|
| 1 水俣病とは | 4 |
| 2 高度経済成長の裏側で | 4 |
| 3 被害者の活動と補償、救済 | 4 |

第1章 阿賀野川と人々の暮らし

| | |
|-------------------|---|
| 1 阿賀野川 | 5 |
| 2 流域の人々の暮らし | 5 |
| 3 阿賀野川と人々の結びつきの変化 | 6 |

第2章 水俣病の発生と経過

| | |
|-----------------|----|
| 1 熊本での患者発生と公式発見 | 7 |
| 2 水俣病の原因究明 | 8 |
| 3 新潟水俣病の発生 | 9 |
| 4 新潟水俣病の原因究明 | 11 |
| 5 政府統一見解の発表 | 12 |

第3章 水俣病の被害

| | |
|-------------------|----|
| 1 被害者の発生状況 | 13 |
| 2 水俣病発生の仕組 | 13 |
| 3 水俣病の症状 | 17 |
| 4 身体上の不自由さと職業への影響 | 18 |
| 5 水俣病による社会的被害 | 18 |
| 6 漁業への影響 | 19 |

第4章 救済を求めた被害者の活動（水俣病訴訟）

| | |
|---------------|----|
| 1 新潟水俣病第1次訴訟 | 22 |
| 2 補償協定の締結 | 23 |
| 3 新潟水俣病第2次訴訟 | 24 |
| 4 熊本水俣病に関する裁判 | 25 |

| | | |
|----|-------------------------------|----|
| 5 | 早期解決に向けた被害者の活動 | 26 |
| 6 | 1995（平成7）年の政治解決 | 26 |
| 7 | 1995（平成7）年解決協定の締結 | 27 |
| 8 | 水俣病関西訴訟最高裁判決 | 28 |
| 9 | ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟（熊本水俣病） | 28 |
| 10 | 新潟水俣病第3次訴訟 | 28 |
| 11 | ノーモア・ミナマタ新潟第1次全被害者救済訴訟（第4次訴訟） | 29 |
| 12 | 水俣病被害者救済特別措置法 | 31 |
| 13 | 熊本県の水俣病認定申請棄却処分 of 最高裁判決 | 32 |
| 14 | ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟（第5次訴訟） | 32 |
| 15 | 新潟水俣病第1次抗告訴訟 | 33 |
| 16 | 新潟水俣病第2次抗告訴訟 | 34 |

第5章

被害者の救済対策

| | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 発生当初における被害者救済 | 35 |
| 2 | 水俣病の認定制度（「公害健康被害の補償等に関する法律」による救済） | 35 |
| 3 | 水俣病総合対策事業 | 37 |
| 4 | 環境省の「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」 | 40 |

第6章

地域の再生・振興

—水俣病の教訓を生かす取組—

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 被害者の取組 | 41 |
| 2 | 教訓を伝える事業 | 42 |
| 3 | 新潟水俣病問題に係る懇談会 | 43 |
| 4 | 新潟水俣病地域福祉推進条例 | 43 |
| 5 | 新潟水俣病公式確認50年事業 | 46 |
| 6 | ふるさとの環境づくり宣言2015 | 48 |

| | |
|------|----|
| おわりに | 50 |
|------|----|

資料編

| | |
|-----------|----|
| 語り部書き起こし | 51 |
| 新潟水俣病関係年表 | 55 |
| 参考文献 | 67 |

序章 水俣病の概要

1 水俣病とは

水俣病は、メチル水銀化合物に汚染された魚介類を長期間、たくさん食べることによって起きる中毒性の神経系疾患です。発生源は化学工場で、工場排水に含まれていたメチル水銀や無機水銀(海や川に排出された後、細菌の働きによりメチル水銀に変わる。)が海や川に排出され、食物連鎖を通じて魚などに濃縮・蓄積し、これを食べた住民が被害を受けました。

メチル水銀は毒性が強く、血液により脳に運ばれ、やがて人体に著しい障害を与えます。また、母親が妊娠中にメチル水銀を体内に取り込んだことにより、胎児の脳に障害を与え、いわゆる胎児性水俣病を発生することもあります。

水俣病の主な症状としては、手足の感覚障害をはじめ、運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、聴力障害などが上げられます。(症状等の詳細はP17参照)

最初に水俣病の発生が確認されたのは1956(昭和31)年で、熊本県の水俣湾周辺で発生したことにより「水俣病」という病名が付けられました。新潟県では、1965(昭和40)年に阿賀野川流域で発生が確認されました。

2 高度経済成長の裏側で

1950年代後半から60年代にかけて、重化学工業化が推進され、経済が高度成長を遂げる過程において、工場から排出される有害物質により水や大気などが汚染され、健康への深刻な被害を及ぼす産業公害が日本各地で頻発しました。

熊本と新潟で発生した水俣病は、四日市ぜんそく、富山のイタイイタイ病と合わせて、いわゆる日本の四大公害と呼ばれています。この頃の公害の典型は、企業が加害者となり住民に被害を与えたもので、経済発展に伴って生じたひずみとも言われます。

生産性を優先させた企業活動によって引き起こされた水俣病は、環境の破壊と健康への被害をもたらしたとともに、地域社会にも深刻な影響を及ぼし、歴史上まれに見る悲惨な公害として、その恐ろしさを世界中に知らせました。

このような公害問題の発生を契機として、行政や企業は、緊急の課題として公害対策に取り組みました。

3 被害者の活動と補償、救済

新潟水俣病では、被害者が救済を求め、原因企業の昭和電工(株)や国、県に対する損害賠償請求訴訟(新潟水俣病第1次～第3次訴訟、ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟第1次・第2次訴訟)や、県や新潟市による認定申請の棄却処分を不服とする抗告訴訟(第1次・第2次)が提起されました。

第1次訴訟については、1971(昭和46)年に原告勝訴で判決が確定しましたが、第2次訴訟では判決が確定せず、裁判が長期化する中、水俣病問題の早期解決のため、与党3党から最終解決案が示され、この内容を踏まえ、1995(平成7)年に被害者団体と昭和電工との間で解決協定が締結されました。(第1次訴訟は、近代日本の公害裁判の先駆けとなりました。)

この間、被害者の救済制度として1969(昭和44)年に法律に基づく認定制度が発足し、認定患者には補償協定に基づいて昭和電工から医療費や補償費が支給されることになりました。また、認定はされないものの、水俣病被害者救済特別措置法(平成21年施行)による救済対象者など水俣病にもみられる症状を有する被害者に対しては、国の水俣病総合対策医療事業に基づく療養費などが国、県から支給されています。

第1章 阿賀野川と人々の暮らし

1 阿賀野川

阿賀野川は、その源流を栃木、福島県境の荒海山に発し、福島県内で猪苗代湖から流下する日橋川や尾瀬沼を水源とする只見川を合流して溪谷を西流し、新潟県に入ってから早出川などを合流して平野部を流れ、新潟市で日本海に注いでいます。

福島県側では「阿賀川」と呼ばれている阿賀野川は、流域面積7,710km²、延長210kmにも及ぶ日本有数の大河です。

阿賀川の「アガ」とは、仏教用語で「閼伽」（アカ、水）の意味であると言われ、水量の豊富な川とされています。また、阿賀野川の「阿賀野」とは、アイヌ語の「ワッカ」で「清い川」を意味するという説があります。

阿賀野川は、その豊富な水量を生かし、福島・新潟県境付近では水力発電が盛んであり、下流域では信濃川とともに新潟平野を形成し、農業用水のほか工業用水、水道用水などに使われています。

また、阿賀野川の流域には、多くの動植物が生息するなど自然の宝庫となっており、春の新緑、秋の紅葉、冬の雪景色など四季折々の眺めは、そこに住む人々や旅人の心を惹きつけています。



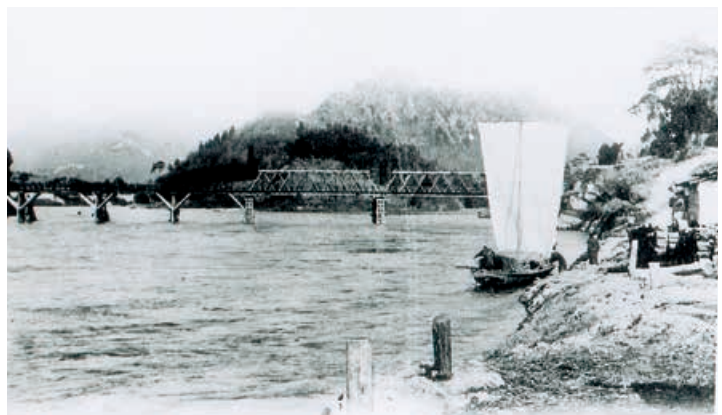
阿賀野川流域図
(新潟県福祉保健部 作成)

2 流域の人々の暮らし

阿賀野川は、かつて重要な交易路として、物資を運ぶ川船、木材を輸送する筏、渡し船が行き交うなど水運が栄えていました。

その豊かな水量は、日本有数の穀倉地帯である新潟平野の灌漑用水として重要な役割を果たしていました。流域に住む人々は半農半漁によって生計を立てている人が多く、季節ごとに様々な魚を捕る川漁が盛んに行われていました。

サケ、マス、ヤツメなどは売りに出さ



荷を積んで新潟港へ下る帆船・津川港
(写真提供：徳永次一氏)

れ、ニゴイ、ウグイ、ボウなどは当時の沿岸住民の重要なタンパク源として毎日のように食卓に上がっていました。このように、川漁は流域の人々の生活の一部であり、楽しみの一つでもありました。

そのほか、川で薪にする流木を拾ったり、川の水を飲料水や炊事・洗濯に使ったり、川のこと
が常日頃から地域や家庭での話題に上るなど、流域の人々の暮らしは阿賀野川と密接に結びつ
いていました。

3 阿賀野川と人々の結びつきの変化

1914（大正3）年の磐越西線の開通などによる陸上交通の発達や昭和に入ってから
の鹿瀬（現阿賀町）、豊実（現阿賀町）などの発電所の建設等により、交易路としての阿賀野川
の役割は終わりを告げ、物流も船から鉄道、自動車などに変化してきました。

昭和電工鹿瀬工場の排水による水銀汚染が原因である1965（昭和40）年の新潟水俣病の発生
は、流域住民と川との結びつきに大きな影響を与えました。

水銀汚染については、昭和電工鹿瀬工場の排水口周辺の浚渫工事や河川の水質、川魚の水銀量
調査などの結果から、1978（昭和53）年に人工的汚染の影響が解消されたことが確認されまし
た。その後の調査においても基準を達成しており、良好な河川環境が維持されていますが、食生
活の変化もあって、川漁をする人は少なくなっています。

今日、阿賀野川は、農業用水、工業用水、水道用水に活用され、河川公園には多くの人々が集
うなど、時代とともに川と人々との結びつきは変わりましたが、その雄大な流れは現在も変わる
ことなく親しまれています。



河川公園の様子

(写真提供：阿賀野川治水協会 / 第23回阿賀野川写真コンテスト入選「特等席で」撮影：太田安恵子氏)

第2章 水俣病の発生と経過

1 熊本での患者発生と公式発見

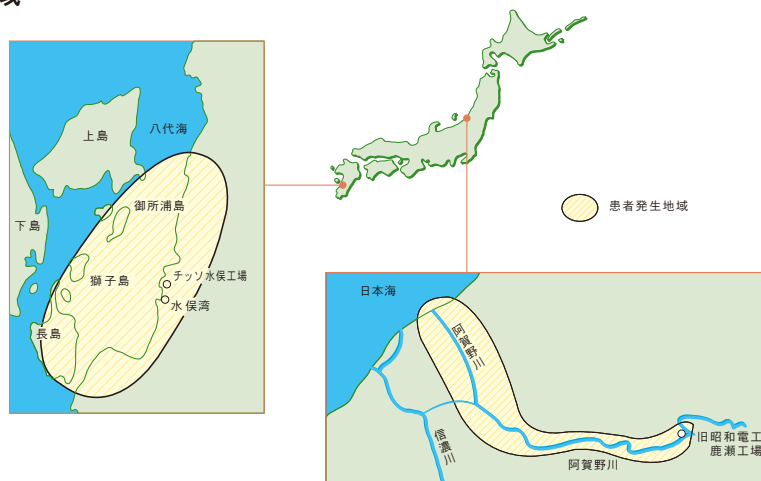
(1) 水俣病の発生

水俣病が発生した熊本県水俣市は、八代海沿岸に位置し、かつては漁業や林業・製塩業が主体の小さな村でした。明治の終わりに日本窒素肥料(株)(後のチッソ(株)。現在はJNC(株)とチッソ(株)に分社化。)が設立されると、水俣市は会社の発展とともに工業都市として成長していきました。

日本は、戦後、経済基盤の復興を比較的速いスピードで進めました。1955(昭和30)年頃から重化学工業の推進により、年率約10%のペースで経済成長を遂げる高度成長期に入りました。工業の生産性が優先され、国も企業も国際競争力を高めることに一丸となっていた時代でした。

豊かな漁業資源に恵まれ、チッソとともに発展の途を歩んでいた水俣市でしたが、1950(昭和25)年頃から、市を中心とする水俣湾沿岸地域で魚が大量に浮上したり、1953(昭和28)年にはネコが狂い死にするなどの不思議な現象がみられるようになりました。原因が分からず、当初、地元では奇病や伝染病などと恐れられていました。

■水俣病の発生地域



水俣病発生地域(「水俣病 その歴史と対策1997」環境庁環境保健部 から一部改編)



水俣湾埋立地周辺(写真提供:水俣市立水俣病資料館)

(2) 水俣病の公式発見

この異常な現象は、やがて人間にも及びました。1956（昭和31）年4月、水俣市内月浦地区で口がきけず歩くことができないなどの重い症状を訴える少女が見つかり、チッソ附属病院に入院しました。

その後、この少女の妹も入院するなど、同様の症状を訴える患者の入院があったことを受け、事態を重く見たチッソ附属病院の細川一院長らは、1956（昭和31）年5月1日に水俣保健所へ原因不明の重い症状を持つ患者が4人入院したことを届け出ました。これが、後に水俣病の公式発見の日とされています。



西日本新聞：
1957（昭和32）年2月4日

2 水俣病の原因究明

(1) 原因究明体制の構築

その後も患者の発生が相次いだことを受けて、この事態に対応するため水俣市、水俣保健所、市医師会、市立病院及びチッソ附属病院により水俣市奇病対策委員会が設置され、病院等に保管されていたカルテの調査などに取り組みました。その結果、同様の症状の患者が発見され、1956（昭和31）年末までに、この原因不明の特異な神経疾患の患者は54人に上り、そのうち17人が死亡していることが確認されました。

奇病対策委員会は熊本大学医学部に原因究明の調査を依頼し、熊本大学の研究班らにより、水俣湾産の魚によるネコ実験や患者発生地域の現地調査とともに、現地で採取した飲料水などについての調査研究が開始されました。

水俣病の発生が公式発見されて以来、水俣市は、患者の措置と原因究明に当たりました。伝染病の可能性から患者の家などに消毒や殺虫剤の散布を行ったほか、患者のリハビリテーションセンターを開院し、また、社会的支援措置として患者世帯に対して生活扶助や医療扶助などを適用しました。

しかし、原因の究明に関しては、進展が見られず、この間も被害は拡大していきました。

(2) 発生源確定の過程

原因の究明に当たっていた熊本大学の研究班は、1956（昭和31）年に水俣湾産の魚介類が原因として疑われていることを報告しました。次いで、同研究班は、1959（昭和34）年7月に「魚介類を汚染している毒物としては、水銀が極めて注目される」との見解を示しました。

汚染源として疑われたのは、水俣発展の象徴であったチッソ水俣工場でした。しかし、チッソは、爆薬やアミンなど他の物質が原因であることを主張し、いわゆる有機水銀説に反論しました。

また、化学工業界も、有識者を集めた「水俣病研究懇談会（田宮委員会）」を設置する中で有機水銀説を否定したため、原因究明は混迷していくことになりました。

国は、1959（昭和34）年にチッソ水俣工場と同種のアセトアルデヒド生産工場に対する排水



調査を実施しましたが、結果は公表されず、それに基づく効果的な措置はとられませんでした。

有機水銀についての研究はその後も進められ、1963（昭和38）年に熊本大学研究班は様々な実験を積み重ね、チッソ水俣工場の工場排水に含まれるメチル水銀が原因であることを突き止めました。しかし、排水を止める具体的な措置には結びつかず、チッソのアセトアルデヒド生産はその後も続けられました。

（3）チッソ水俣工場

明治の終わり頃、水力発電の会社として設立されたチッソは、自社の電気を利用してカーバイド工場を建設し、また、硫安の生産で業績を上げるなど次第に規模を拡大して、日本の化学工業をリードする会社として発展していきました。

水俣工場の発展とともに水俣市の人口も増加を続け、チッソの企業城下町といわれるほど、市の周辺地域を含めた地域経済は、チッソへの依存度を高めていきました。高度経済成長期の1960（昭和35）年には、水俣市の産業人口の約4分の1がチッソ及びその下請企業の社員でした。

水俣工場は、1932（昭和7）年から68（昭和43）年5月まで酢酸や酢酸ビニルの原料となるアセトアルデヒドを生産していましたが、この際に使用する無機水銀から副生されたメチル水銀を処理しないまま水俣湾に排出し、海を汚染していきました。



チッソ水俣工場（昭和35年撮影）
（写真提供：水俣市立水俣病資料館）

◎被害者を支援した労働組合

会社が水俣病発生の責任を回避する中、チッソの労働組合も当初は、補償を求めて座り込む患者家族への貸出テントを取り上げるなど、会社側の意向を取り込み、労使一体となって会社擁護、生産優先の立場をとっていましたが、安定賃金闘争を機に労組（第一組合）と新労組（第二組合）に分裂した。その後、労組（第一組合）は、水俣病問題に何も取り組んでこなかった姿勢を恥として、水俣病問題に積極的に取り組み、会社に責任を認めさせ被害者を支援する行動をとりました。

3 新潟水俣病の発生

（1）新潟水俣病の発生

水俣病が熊本で公式発見されてから9年後、新潟県においても阿賀野川流域で水俣病が発生しました。

1965（昭和40）年1月、原因不明の疾患として新潟市内の医療機関から紹介されていた新潟市内下山地区の患者を、東京大学脳研究所の椿忠雄助教授（当時）が新潟大学医学部附属病院で診察したところ、有機水銀中毒の疑いが持たれました。後に、この患者の頭髪水銀値が高い値であることも判明しました。

次いで、同年4月から5月にかけて数名の患者が発見され、新潟大学神経内科の椿教授（昭和

40年4月から)及び植木幸明教授によって、この事実が学会で報告されました。

患者の居住地はいずれも阿賀野川下流の沿岸に限定されており、患者には典型的な水俣病の症状が現れていました。同年5月31日に椿、植木両教授は新潟県衛生部(現福祉保健部)へ「原因不明の有機水銀中毒患者が阿賀野川下流域に散発している」ことを報告し、次いで同年6月12日に県と椿、植木両教授はこれを正式に発表しました。有機水銀中毒患者は7人で、このうち2人は既に死亡していました。

(2) 住民健康調査

新潟県は、患者発生を公表した直後の1965(昭和40)年6月16日に新潟県水銀中毒研究本部(同年7月31日に新潟県有機水銀中毒研究本部と改称)を設置しました。

また、新潟大学や関係市町村、保健所と連携して、阿賀野川下流地域住民の健康調査を実施しました。

県では、この調査を、同年6月16日から6月26日(1,2次)、8月23日から9月18日(3次)までの間及び1967(昭和42)6月26日(4次)の計4次にわたり約6万9,000人を対象に行い、自覚症状や川魚の摂取状況、農薬の使用状況、飼っている動物の動き、飲料水の種類、家族の死者の有無などについての調査や頭髪水銀の測定を行い、患者の発見に当たりました。

また、水俣病には、胎児が母胎にいる間に母親が魚を摂取することによりメチル水銀に汚染されて起こる胎児性水俣病のケースがあり、この患者の発生を未然に防止するため、頭髪水銀濃度が50ppm以上の婦人に受胎調節の指導を行いました。これにより、新潟での胎児性水俣病患者の発生が抑制されたと言われています。



発売新聞：1965(昭和40)年6月13日



新潟日報：1965(昭和40)年6月19日

4 新潟水俣病の原因究明

(1) 新潟水俣病発生源確定の過程

発生地域住民の健康調査の結果、患者の頭髮から高濃度のメチル水銀が検出され、患者が川魚を食べていたことから、1965（昭和40）年6月16日に新潟大学の椿、植木両教授と新潟県の北野衛生部長は、「原因は川魚と推定される」と発表しました。

同年9月には、厚生省（現厚生労働省）に新潟水俣中毒事件特別研究班が組織され、原因究明に当たりました。

研究班は、1966（昭和41）年3月に関係各省庁合同会議で、昭和電工鹿瀬工場の排水が原因であると報告しました。しかし、通産省（現経済産業省）がメチル水銀の汚染源について資料が不十分であるなどとして「工場廃液説」に異議を唱えたため、結論は保留され、「事件はメチル水銀化合物によって汚染された魚介類の摂取によって発生したものであるが、工場排水と断定するには不十分」という内容の中間報告にとどめられました。

その後も厚生省（現厚生労働省）特別研究班は汚染源の究明を続け、1967（昭和42）年4月、疫学的調査結果等を踏まえ、原因は阿賀野川の上流にある昭和電工鹿瀬工場の排水である旨の報告を厚生省（現厚生労働省）に提出しました。また、新潟大学と県は工場の排水口の水苔からメチル水銀を検出するなど、工場の排水が原因であることを明らかにしました。

(2) 昭和電工の反論 — 農薬説 —

厚生省（現厚生労働省）の特別研究班は、昭和電工鹿瀬工場構内のボタ山と排水口付近の泥からメチル水銀を検出し、工場排水が原因であると主張しましたが、汚染源として疑われた昭和電工はこれに反論して、新潟水俣病は、発生が公表された前年に新潟県内を襲った新潟地震によって流出した農薬が原因であるとの説を唱えました。

このいわゆる農薬説は、新潟地震の際に、信濃川河口付近の農薬倉庫から流出した農薬が阿賀野川の河口まで達し、その後塩水楔※によって阿賀野川を逆流して下流域を汚染したとするものでした。

主張の対立は、結果的に水俣病の発生原因の確定を遅らせる要因ともなりました。昭和電工は、1968（昭和43）年の政府統一見解において原因が鹿瀬工場で副生されたメチル水銀が基盤となっている旨の発表があった後も、この農薬説を主張しましたが、1971（昭和46）年の新潟水俣病第1次訴訟の判決に従い、原因は工場排水であることが確定しました。

※塩水楔…大きな河川の河口部では、海水が淡水より重いため川底の方にたまり、その上を川水が流れて、ちょうど海水の楔が川の方に入ったようになること。（木野 茂 編「環境と人間—公害に学ぶ」）



毎日新聞：1965（昭和40）年6月18日



新潟日報：1965（昭和40）年7月23日

(3) 昭和電工鹿瀬工場

昭和電工は、アルミニウム等の製造会社と化学肥料の会社が戦前に合併して設立されました。戦後の化学工業全盛時代に急成長を遂げ、日本を代表する化学会社になりました。

東蒲原郡鹿瀬町（現阿賀町）は、昭和初期までは薪炭や木炭を特産とする山村地帯でしたが、会社は、戦前から戦後へと周辺地域の雇用をはじめとして地元と密接な関係を持つようになり、鹿瀬工場は、最盛期には2,000人を超える従業員を擁していました。

工場では、酢酸や酢酸ビニルの原料となるアセトアルデヒドを生産していましたが、製造方法を石油化学法に転換し1965（昭和40）年1月に生産拠点を山口県徳山市に移転したことから、水俣病の発生が公表される頃には、アセトアルデヒドの生産を止めていました。その後、鹿瀬工場はなくなり、現在は、セメント製品を作る昭和電工の関連会社の新潟昭和(株)が操業しています。



昭和電工鹿瀬工場の全景
(写真提供：新潟日报社)

5 政府統一見解の発表

熊本県及び新潟県で発生した水俣病の原因究明が、県、大学及び厚生省（現厚生労働省）などにより行われてきましたが、1968（昭和43）年9月に政府は、水俣病に関する政府統一見解を発表しました。

統一見解は、熊本で発生した水俣病は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド・酢酸製造工程中で副生されたメチル水銀化合物が原因と断定、また、新潟で発生した水俣病は、昭和電工鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工程中で副生されたメチル水銀化合物を含む排水が中毒発生の基盤として、各水俣病を公害として認定しました。

水俣病は、このメチル水銀化合物による中毒性の中樞神経系疾患で、海や河川を汚染し、食物連鎖により魚介類にメチル水銀が濃縮蓄積され、これを地域住民が多食することにより生じたものであるとされました。統一見解の発表は、新潟水俣病の患者発見の公式発表から3年、熊本での患者の公式発見からは12年が経っていました。



毎日新聞：1968（昭和43）年9月27日

第3章 水俣病の被害

1 被害者の発生状況

1965（昭和40）年6月の公式発表以来、阿賀野川を舞台に発生した新潟水俣病は、新潟市や豊栄市（現新潟市）などの阿賀野川下流沿岸地域を中心に多数の被害者を生み出しました。

その被害者は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき認定されている患者が2019（令和元）年12月31日現在で715人（申請件数2,666件）、その他にも健康被害を受け水俣病患者として水俣病総合対策医療事業による給付の対象となっている人が2019（令和元）年12月31日現在で2,980人にも上っており、被害者の多くは高齢化し、亡くなっている人も多数います。

しかし、病気を隠し続けて亡くなったり、自分の病気が水俣病であることを知らずに亡くなった人や差別・偏見を恐れて被害者と名乗り出していない人、自分の症状が水俣病と気づいていない人もいると言われており、被害の実態は正確には分かっていません。



被害者分布図（合併前の市町村名で表示）

2 水俣病発生の仕組

(1) メチル水銀の副生と排出

(ア) 昭和電工鹿瀬工場のアセトアルデヒド生産

昭和電工鹿瀬工場の前身である昭和合成化学工業は、1936（昭和11）年からアセトアルデヒドを生産していました。その後、1957（昭和32）年に昭和電工に吸収合併されて鹿瀬工場となり、1959（昭和34）年頃からアセトアルデヒドの生産を増加させ、1965（昭和40）年1月まで生産を続けました。

電気化学方式によるアセチレンを原料とするアセトアルデヒド、また、そのアセトアルデヒドから作られる酢酸や酢酸ビニルの生産は、戦後の高度成長期に石油化学方式への転換が図られるまでの間、有機合成化学工業の柱となっていました。

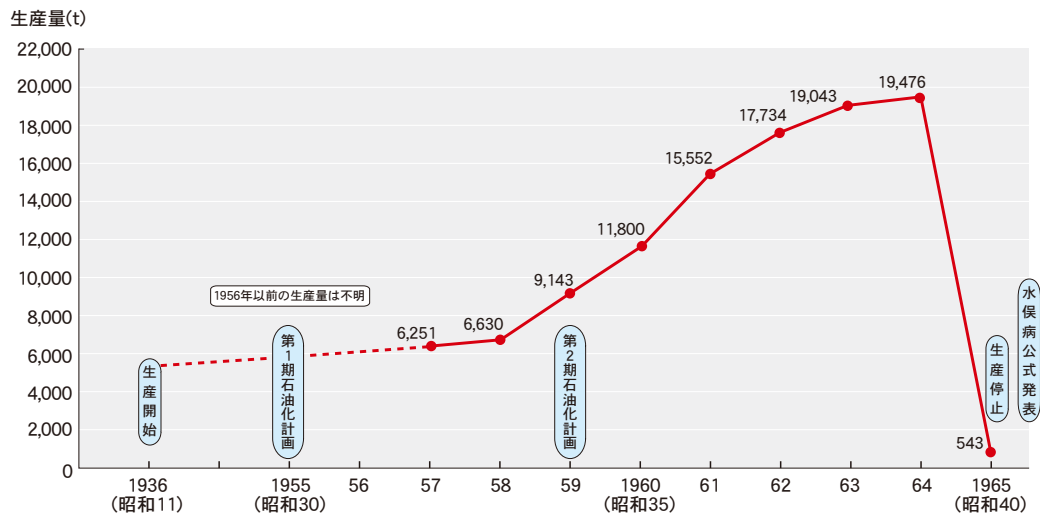
1950（昭和25）年代の半ばに入ると、安い外国製品に対抗できる国際競争力を強化するため、化学工業は電気化学方式から石油化学方式への早期の転換が必要になっていました。

国は、1955（昭和30）年7月に第1期石油化計画、1959（昭和34）年12月に第2期石油化計画をあいっいで策定し、国策として石油化を押し進め、昭和電工やチッソなどの化学企業は国の石油化計画に参加し、石油化学工業のための大規模な設備投資を行いました。

このような状況を背景に、昭和電工鹿瀬工場は、1965（昭和40）年1月に生産を停止するま

で、旧来の設備をフル稼働させました。

■ 昭和電工鹿瀬工場のアセトアルデヒド生産量の推移



(イ) アセトアルデヒドの用途

アセトアルデヒドは酢酸や酢酸ビニル、オクタノールなどの中間製品として製造されます。酢酸はアセテート、酢酸ビニルはビニロンへと合成され、オクタノールは塩化ビニルの可塑剤（材料に柔軟性を与えたり、加工をしやすくするために添加する物質。）として、昭和20年代から30年代にかけて繊維産業や化学工業を発展させました。

現在でもアセトアルデヒドから合成される酢酸エチルは塗料、印刷インキ、接着剤の溶剤、食品添加物（香料）など生活の中に幅広く利用され、私たちはその恩恵を受けています。

(ウ) 昭和電工鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工程

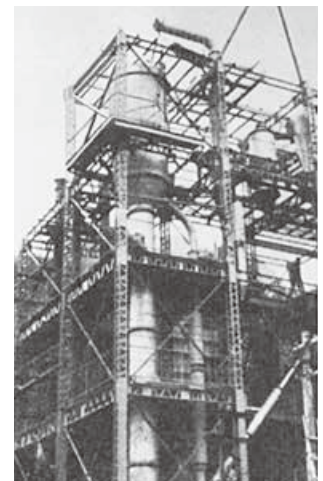
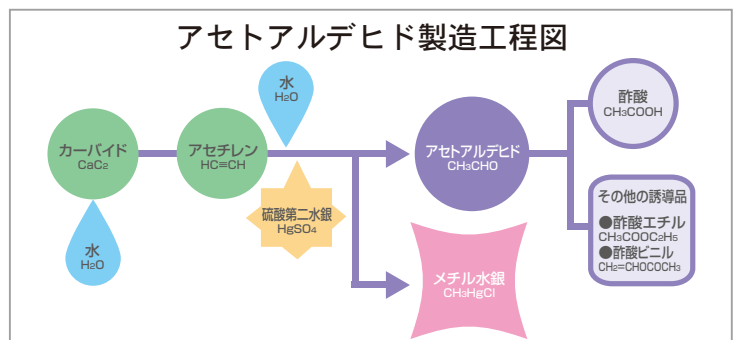
アセトアルデヒドは、カーバイドに水を加えると発生するアセチレンに、さらに水を加えることにより発生します。

水俣病の原因となったメチル水銀は、アセチレンの水付加反応の際に触媒として使用した硫酸第二水銀が変化して副生されたものでした。

水俣病が発生した1950年代から60年代は、経済活動を優先させる風潮が強くなり、環境保全や公害の未然防止に対する意識が低かったため、昭和電工鹿瀬工場においても十分な排水対策が講じられず、アセトアルデヒド製造工程内で副生されたメチル水銀は処理されないまま排水とともに阿賀野川へ排出されました。

昭和電工鹿瀬工場では、1959（昭和34）年頃からアセトアルデヒドの生産量を急激に増加させており、それに伴い阿賀野川へ排出されたメチル水銀の量も年々増加していったと考えられます。

しかし、アセトアルデヒド生産の拠点を山口県徳山市（現周南市）の石油化学工場に移したことから、1965（昭和40）年1月をもってその生産を停止し、同年中にはアセトアルデヒドのプラントは廃棄されました。



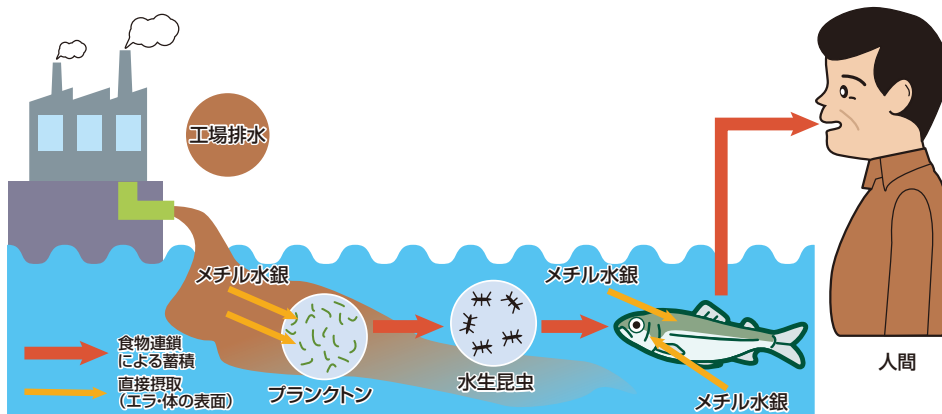
建設中のアセトアルデヒドプラント

(2) メチル水銀の人体への蓄積
(ア) 食物連鎖による人体への蓄積

工場から阿賀野川へと排出されたメチル水銀は、水生昆虫やプランクトンに取り込まれました。その量は極めて濃度が薄い程度の汚染でしたが、それらをえさとする川魚は食物連鎖を通じてメチル水銀を体内に取り込むとともに、エラや体表からも取り込まれるため、川魚の体内にはメチル水銀が数万から数十万倍もの高濃度に濃縮蓄積していきました。メチル水銀は、ウグイ、ニゴイなどといった川魚に蓄積し、それらの川魚を食べた人間にはさらに高濃度にメチル水銀が蓄積することになりました。

阿賀野川流域では、重要な動物性タンパク源として川魚が多食されており、住民は知らないうちにメチル水銀を体内に取り入れ、水俣病を発症しました。

■食物連鎖によるメチル水銀の蓄積



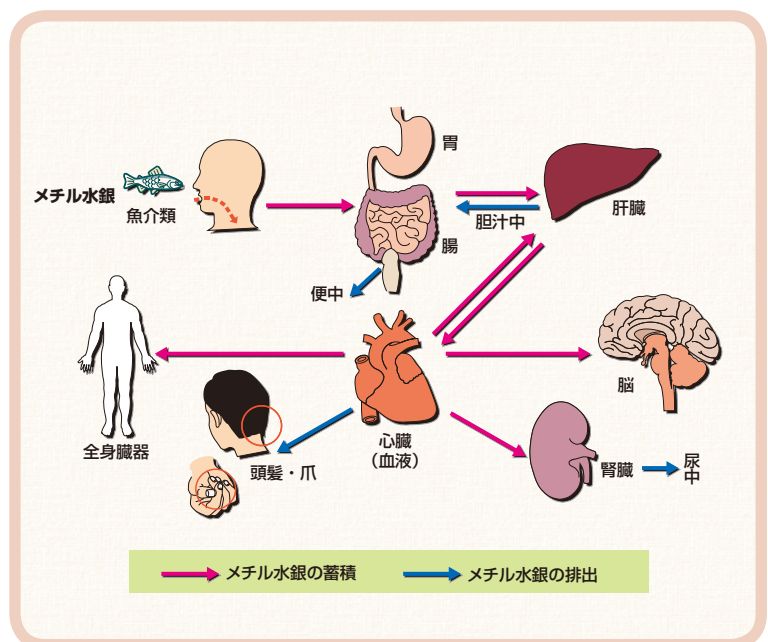
※無機水銀のまま排出されたものが、ある種の微生物によってメチル水銀になり、水生昆虫やプランクトンに取り込まれる場合もあります。

(イ) 人体内的メチル水銀

体内に取り込まれたメチル水銀は、消化管から95～100%吸収されます。そして、血液により全身の臓器に運搬され、特に肝臓と腎臓に多く蓄積します。

メチル水銀化合物は、無機水銀化合物や他の有機水銀化合物と異なり、本来有害物質が脳内に侵入することを防ぐ血液脳関門や胎盤関門を容易に通過できる性質を持ち、一部は脳内へと移行し中枢神経に蓄積するため、神経細胞が障害を受けて神経症状、精神症状が引き起こされます。

人体内の水銀の動き



脳で障害を受けやすい部分は、物を見る中枢である両側後頭葉にある鳥距野（右図-1）、音を聞く中枢のある側頭葉の聴覚中枢（右図-2）、身体全体の感覚の中枢である後中心回（右図-3）、体のバランスを保つ小脳の皮質（右図-5）であり、その他、運動中枢である前中心回（右図-4）、前頭葉（右図-6）などにも障害が認められます。

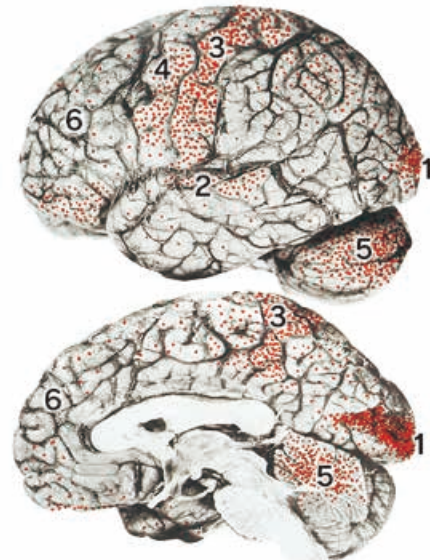
なお、体内のメチル水銀は徐々に無機水銀化され、糞便、尿などから僅かながらも体外へ排泄されるため、体内に取り込まれたメチル水銀のすべてが体内に蓄積する訳ではありません。

水俣病を発病させるメチル水銀の閾値（最小限の値）については、種々の指標が示されていますが、個人によってメチル水銀に対する感受性が異なり、確たる閾値は判明していません。

現在では、微量のメチル水銀が長期間にわたって取り込まれた場合に、人の健康にはどのような影響が生じるのかについて関心が集まっており、中でも胎児への影響については、世界の多くの研究者が最も重要な課題として研究に取り組んでいます。

なお、日本においては、総水銀値0.4ppm以上、メチル水銀値で0.3ppm以上の魚介類は持続的な摂食に危険性があるとして、食用規制されています。

水俣病で特に冒される大脳や小脳の部位



生田房弘氏 原図

人体における発症閾値を示す種々の指標

| | |
|---------|------------------------|
| 一日平均摂取量 | 3～7 μg/kg |
| 体内蓄積量 | 15～35mg (体重50kgとして) |
| 血中総水銀濃度 | 20～50 μg/100ml |
| 頭髮総水銀濃度 | 50～125 μg/g |

環境庁環境保健部
水俣病 その歴史と対策 から

EPAの勧告

2001年、EPA(アメリカ環境保護局)は、メチル水銀の摂取量について、毎日摂取しても一生影響を受けない値として、一日体重1kg当たり0.1μg、頭髮水銀値1ppm という値を示しました。

また、メチル水銀の長期微量摂取については、胎児の中枢神経の発育に影響を与えると警告し、妊婦が食べる魚の量を、1日当たり25～50gにするよう勧告しました。

毛髪水銀濃度の目安

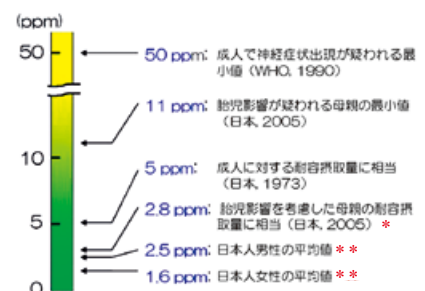
WHO (世界保健機関) や厚生労働省から出されているメチル水銀摂取 (毛髪水銀濃度) の基準値、現代日本人の平均値は下のようになっています。

「ppm」は割合の単位で、百万分の1をいいます。1ppmは、毛髪1キログラムに1ミリグラムの水銀を含むことになります。

「耐容摂取量」とは十分な安全性を考慮して決められた値です。これを超えない限り影響はないと考えられます。

* 胎児影響が疑われる母親の最小値《11ppm》を基準にして、十分な安全性を考慮して算出されました (厚生労働省, 2005年)。

** 国立水俣病総合研究センターの全国調査 (2000-2004年)



国立水俣病研究センター「水銀と健康」から

3 水俣病の症状

(1) 水俣病の症状（主要症候）

水俣病は、有機水銀（メチル水銀化合物）に汚染された魚介類を、反復、継続して摂食することによって起きる中毒性の神経系疾患です。（後天性水俣病）

典型的な症例の神経症状は、四肢末梢優位の感覚障害（手足の先端にいくほど、強くしびれたり、痛覚などの感覚が低下する）、小脳性運動失調（秩序だった手足の運動ができない）、構音障害（言葉がうまく話せない）、求心性視野狭窄（筒を通して見るように視野の周りが見えない）、中枢性聴力障害、さらに中枢性眼球運動障害、中枢性平衡障害、振戦（ふるえ）などがあります。

このうち感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害のすべての症状を揃えた症例をハンターラッセル症候群と呼び、メチル水銀中毒の典型的症例とされています。

重症者では、狂躁状態、意識障害を示し、死に至る場合（急性劇症型）もありました。

しかし、主要症候を揃えた典型的なハンターラッセル症候群の症例や急性劇症型の症例は、水俣病の発生初期には認められましたが、被害者の大多数は症候の揃わない、いわゆる不全型であり、多くは外見からは健康な人と見分けがつかず、

自覚症状としては、手足・口周囲のしびれ感、疲れやすい、物忘れ、めまい、転びやすい、こむら返り（カラス曲がり）、力が入らない、耳鳴り、言葉が出ない、匂いや味がわからない、目が見えにくいなど多様な症状がありますが、比較的特異な求心性視野狭窄を除き、水俣病にみられる運動失調、聴力障害などはいずれも他の疾病にもみられる神経症状であるため、その症候がメチル水銀によるものかどうかは判別しにくくなっています。

治療法としては、水俣病の発生初期には薬剤により体内のメチル水銀の排出を促進させたりしましたが、水俣病に対する治療法は現在でも確立しておらず、痛みを和らげる対症療法やリハビリ療法が治療の中心となっています。

ある重症患者の訴え

抑揚のない消え入りそうな声で訴えたこの患者も、元気な体に戻ることなく亡くなった。

「ハヤク、ナオリタイ、
イチニチモ、ハヤクナオリタイ。
ミンナシビレル、
ゼンシン、シビレル。
メガダンダン、クラクナル、
ムネモナング、
イキテルノガ、ナンギダ。」

新潟県民主団体水俣病対策会議
怒りは川をさかのぼる から

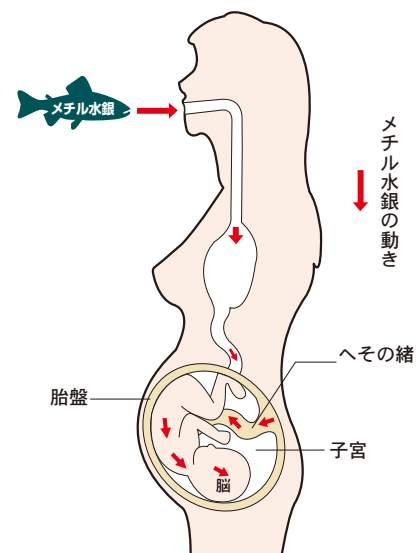
(2) 胎児性水俣病

メチル水銀化合物は血液胎盤関門を容易に通過するため、メチル水銀化合物を蓄積した魚介類を食した母親から胎盤を介して胎児の脳が障害を受け、その結果、生まれながらにして水俣病を発症することがあります。（胎児性水俣病）

かつて胎児は子宮内で有害物質から守られていると考えられていましたが、胎児性水俣病の発生により胎児が化学物質の影響を受けることが分かりました。胎児性水俣病患者には、知能障害、発育障害、言語障害、歩行障害、姿勢変形など脳性麻痺様の症状がみられ、軽症例も報告されていますが、成人の場合と比べて重症例が多くなっています。

また、母体には臨床症状を示すほどには至らなかつ

■胎児の水銀摂取



た量のメチル水銀でも、胎児はメチル水銀の排泄が悪く、敏感であることから中枢神経が強い障害を受け、水俣病を発症することもありました。

なお、母体がメチル水銀の影響を強く受けると、死産や流産となる可能性が指摘されています。

新潟県では、現在確認されている胎児性水俣病患者は1人だけですが、このように最小限の被害にとどまったのは、水俣病発生初期において妊娠可能な女性に対する受胎調節指導が行われたからとされています。

しかし、この受胎調節指導については、胎児性水俣病の発生を防ぐことに有効であったという評価がある反面、女性や胎児に対する人権侵害であると批判する意見もあります。

4 身体上の不自由さと職業への影響

病気になる以前の、被害者は、腕の良い建具職人として、あるいは漁師仲間からも一目置かれる漁師として、また、家事や農作業を一生懸命やる働き者として、皆それぞれ働くことに生き甲斐と喜びを感じながら暮らしていました。しかし、水俣病による身体的不自由さは、被害者のそうした働く喜びをも奪ってしまいました。

「働きたくとも働くことができない」「働いても人の半分もできない」「納得のいく仕上がりにならない」

被害者は、以前はできていたことができなくなり、大きな屈辱感や喪失感を味わっていました。病気であることを職場に隠していたために無能力者、怠け者の烙印を押され、転職や退職を余儀なくされた人、先代から続く家業を廃業せざるをえなくなった人、満足な家事ができなくなった人など、様々な形で被害者は労働の場から疎外されていきました。

こうした職業への影響は、生活の困窮を招き、被害者本人のみならず家族の生活をも大きく変えてしまうことがありました。

5 水俣病による社会的被害

水俣病の被害は、被害者の命や健康を奪っただけではありませんでした。被害者やその家族は、周囲からの心ない差別、中傷、偏見に精神的にも苦しめられたのです。

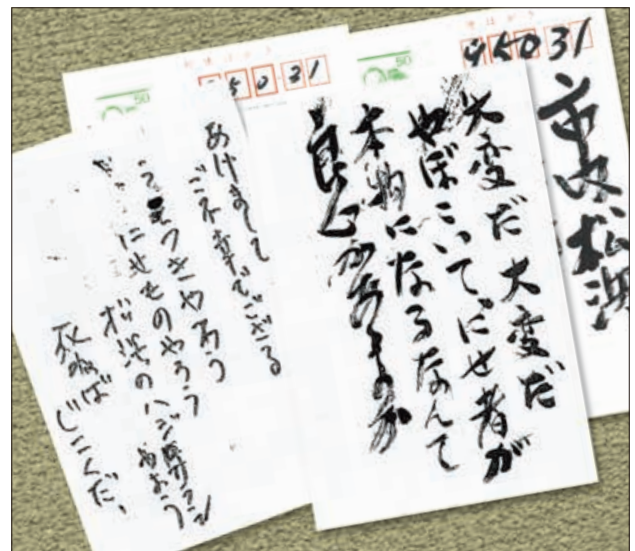
水俣病が発生した当初は、その原因が不明であったことから「タタリ」「伝染病」と誤解され、地域から孤立することもありました。原因がメチル水銀中毒によるものであると判明してからも、仕事を辞めさせられたり、子どもの就職や結婚で差別を受けたりすることがありました。

また、認定申請して棄却されると「二セ患者」と中傷され、さらに、救済を求めた裁判を巡っても、補償金を受け取ることになることから「金銭

目的」「二セ患者」だと中傷されたり、「補償金で水俣御殿を建てた」などとねたまれることがありました。こうした差別や中傷を恐れ、病気を隠しつつ生きて亡くなった人もいますとされています。

水俣病は健康を奪ったばかりでなく、精神的にも深く傷つけられるとともに、地域の絆をも破壊し、人々の間に埋めがたい深い溝を生み出しました。

被害者が差別や偏見にさらされたのは、住民へ水俣病の正しい知識が伝わっていなかったためであり、それは、行政を中心とする水俣病理解のための啓発活動が不足していたからだとの指摘があります。



送りつけられたいやがらせの手紙

6 漁業への影響

(1) 水俣病発生による漁業被害

水俣病の原因がメチル水銀に汚染された川魚であったことから、阿賀野川周辺の漁業は深刻な打撃を受けました。例えば、魚を行商していた河口の新潟市松浜地区では、新潟水俣病が公表されると、松浜から来たというだけで海産魚まで売れなくなり、また、福島潟、新井郷川のフナ、コイなどといった川魚も阿賀野川周辺の魚ということから敬遠され、飼料用に安価で売買されるなどの影響を受けました。

水俣病の発生した直後の1965（昭和40）年6月17日に、松浜漁協組合長らは、県衛生部、樺新大医学部教授に対し早期原因究明を陳情しました。同年7月13日、県は、漁獲の自主規制を行っている阿賀野川河口の各漁協に対し見舞金として総額50万円を支給しました。

阿賀野川流域の6つの漁協の漁獲高を水俣病発生前後で比較してみると、右資料によれば、遡上魚では約23%減少し、川魚では約66%も減少しました。

漁獲高が減少した理由は、魚が捕れなくなったからではなく、捕っても売れないため捕らなかったからでした。

こうした漁業被害から阿賀野川漁業協同組合連合会は、1968（昭和43）年3月、漁場の回復と公害の防止、漁業の損失補償を求め、昭和電工に約4,000万円を要求し、以後、1970（昭和45）年までに総額9,400万円を要求しました。昭和電工は1971（昭和46）年9月の第1次訴訟の判決をまって漁連と交渉を行い、数回の交渉の結果、1972（昭和47）年4月、5,000万円の補償額で妥結しました。

ようやく被害の賠償を得た漁連は、失われた阿賀野川の名誉回復に向けてサケの養殖など資源保護に取り組みました。



新潟日報：1965（昭和40）年7月8日

■ 水俣病発生前後の漁獲高

| | 1962～64年 (平均) | 1965年 |
|--------------------|------------------|---------|
| 遡上魚 (サケ・マス・アユ) | 5,567万円 | 4,276万円 |
| 川魚 (コイ・フナ・ヤツメ他) | 2,711万円 | 934万円 |

寺尾邦宏 新潟水俣病事件と漁獲規制 から作成

漁民ゆえの被害隠し

「水俣隠し」 松浜の漁民たちは、地域ぐるみで水俣病の被害を隠したことを、そう呼んでいます。松浜から患者が出ては魚が売れなくなると心配し、「川魚は食べなかったことにしよう」「症状のある者もないことにしよう」と申し合わせをしたのでした。水俣病の症状に悩まされながらも、患者として名乗り出るとは地域のタブーとされました。そのため、早い時期に認定申請を行った人は、地域から孤立することもありました。

(2) 漁獲規制及び食用抑制

1965（昭和40）年6月28日、新潟県は関係各漁業協同組合に対し阿賀野川下流域（横雲橋から河口）の魚介類について、同年7月1日から8月31日までの間、採捕しないように通知し、同年7月12日には関係保健所に対し食品衛生法に基づく指導を指示しました。

同年8月31日には、サケ、マス、アユなどの遡河性魚類についてのみ採捕禁止を解除しました。

翌1966（昭和41）年4月には、上流の魚にも多量の水銀が検出されたことから、横雲橋上流にも漁獲規制を適用し、住民に川魚をとって食べないように指導しました。

その後、新潟県は、1976（昭和51）年度から77（昭和52）年度に阿賀野川の総合水銀調査を行いました。その調査結果から人工的な汚染は解消されたとして、1978（昭和53）年4月に阿賀野川の安全宣言を行い、食用抑制を解除しました。

これら食用抑制に関する行政指導については、

- ①当初横雲橋の下流にのみ適用したために中・上流の被害がより拡大した。
- ②法令等に基づく権限行使による規制ではなかったため、食用抑制が徹底されなかった。

などの指摘があります。

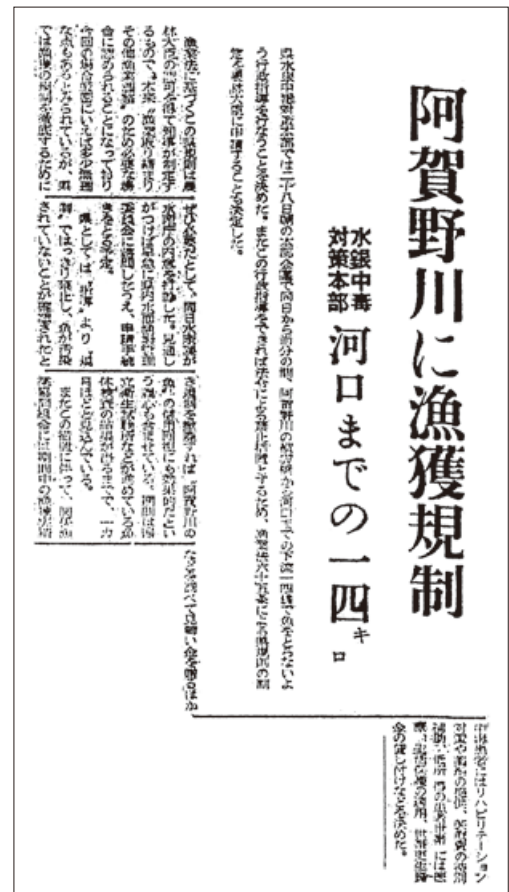
(3) 環境の復元

(ア) 阿賀野川水銀汚染総合調査

1975（昭和50）年6月、弁護士や医師、教師などで構成された新潟水俣病研究会と新潟水俣病共闘会議は、水俣病事件発生後10年という節目を迎え、鹿瀬地域（現阿賀町）及び鹿瀬電工（鹿瀬工場が昭和電工から分社）への立入調査を行いました。そして、旧昭和電工の廃棄物捨て場や工場敷地内の土壌の水銀濃度を調べ、その結果、阿賀野川の汚染が継続していることを指摘しました。

新潟県も水俣病の発生以来、阿賀野川における水質及び底質の水銀値について定期的な定点観測を実施してきましたが、同年8月19日の調査で、昭和電工鹿瀬工場の排水口付近の底質を採取・分析したところ、環境庁（現環境省）の定める暫定除去基準である25ppmを超える31ppmの総水銀濃度を検出しました。さらに、追加調査を実施したところ、排水口付近の広い範囲で暫定除去基準を上回る水銀の底質汚染が確認されました。

これらのことから、新潟県は1976（昭和51）年度から77（昭和52）年度にかけて、排水口付近の底質浚渫と残存汚染源の存否やその影響を究明する阿賀野川水銀汚染総合的調査を行いまし



新潟日報：1965（昭和40）年6月29日

た。

そして、その総合調査の科学的な妥当性を期すため、1976（昭和51）年5月、上田喜一昭和大学教授を座長に阿賀野川水銀汚染調査等専門家会議を設置し、調査の指導を受けました。また、同年10月26日からは、鹿瀬電工（当時）により排水口付近の浚渫工事が実施され、土砂とともに5.4kgの水銀を除去しました。

総合的調査の結果、専門家会議では阿賀野川の河川環境における人工的な水銀汚染の影響は解消されており、全国河川レベルの自然環境にあると結論づけられ、これを受けた新潟県は、1978（昭和53）年4月、阿賀野川の安全宣言を行いました。

これに対し、新潟水俣病研究会は、ウグイの高齢魚の中には基準値を超える個体がいること、新たな認定患者が出ていることなどから、阿賀野川の汚染は続いており、安全宣言は時期尚早であると反論しました。

（イ）阿賀野川産魚類の総水銀値の年次推移

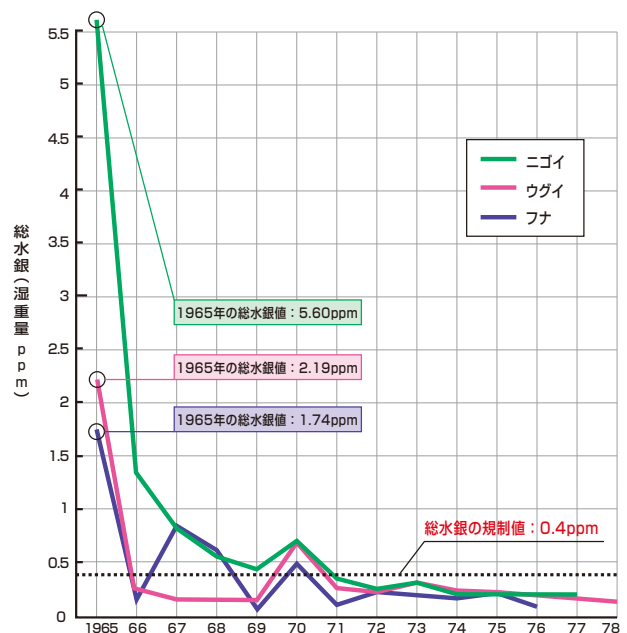
水俣病の発生以来、新潟県はウグイ、ニゴイ、フナの総水銀値及びメチル水銀値を計測してきました。水俣病が発生した1965（昭和40）年には3魚種ともに平均で基準値を大きく上回る数値を示しましたが、翌1966（昭和41）年には大幅に減少しました。以後、平均水銀値はしだいに低減し、1971（昭和46）年以降は、基準値以下で推移しています。

1978（昭和53）年からはウグイのみを調査していますが、1994（平成6）年以降は総水銀の基準値を超える個体はみられていません。



新潟日報：1978（昭和53）年3月25日

■阿賀野川産魚類の総水銀値の年次推移



第4章 救済を求めた被害者の活動（水俣病訴訟）

1 新潟水俣病第1次訴訟

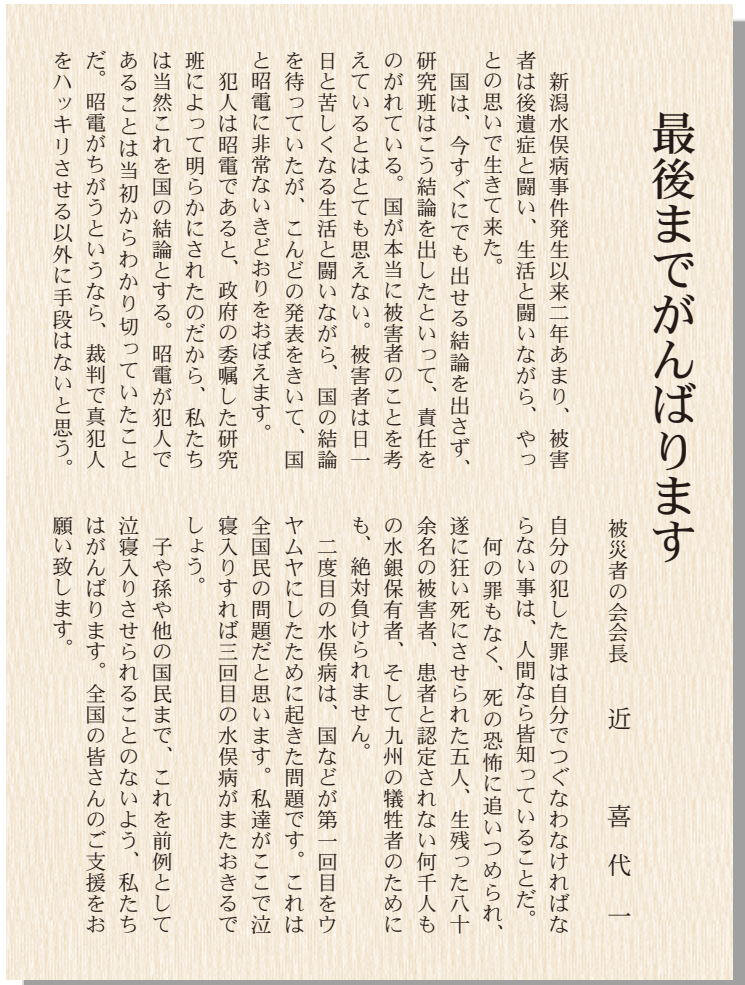
（1）提訴までの経緯

新潟水俣病が1965（昭和40）年に発生した後、被害者は、水俣病の様々な症状を抱え、苦しくなる生活の中で、国による原因究明の結論がなかなか出なかったことや昭和電工が「国の結論が出てもこれに従わない」と公表したことなどから、「裁判によって真実を明らかにしなければ救済と公害根絶の途はない」として訴訟に踏み切る決意をしました。

被害者のこうした行動に対し、

- ①潜在患者の発見
- ②患者に対する治療
- ③加害者の早期確定
- ④被害者の生活保障

などを重点に被害者の支援を行っていた新潟県民主団体水俣病対策会議（後の新潟水俣病共闘会議）が新潟市内の各弁護士に呼びかけ、協力を要請した結果、1967（昭和42）年4月に新潟水俣病弁護団が結成され、訴訟準備が進められました。



新潟県民主団体水俣病対策会議
怒りは川をさかのぼる から

（2）第1次訴訟の概要

1967（昭和42）年6月12日、第1陣の患者3世帯13人（最終的には第8陣までの34家族77人）が、昭和電工を相手取って総額約5億3,000万円の損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に起こしました。

被害者等は、この裁判の最中、水俣市を訪問し水俣病患者家庭互助会の人々と交流を図ったり、記録映画「公害とたたかう」の制作、上映など水俣病問題の普及運動にも取り組みました。

この裁判は、わが国で最初の本格的公害裁判となり、全国各地で発生していた公害問題に大きな影響を与えました。その後、いわゆる四大公害裁判と言われる四日市公害裁判、富山のイタイイタイ病裁判、熊本水俣病裁判が次々に提起され争われていきました。

（3）第1次訴訟の争点

この裁判では、主に次の2点について争われました。

- ①水銀中毒は、昭和電工がメチル水銀を含む工場廃液を阿賀野川に排出し、それにより汚染された川魚を食べたことにより発生した。（因果関係）
- ②熊本水俣病の原因が工場排水であることを知りながら、メチル水銀を含んだ工場排水を阿賀野川に排出した。（企業責任）

（4）第1次訴訟の判決

1971（昭和46）年9月29日の判決では、

- ①阿賀野川に起こった水銀中毒は、昭和電工がアセトアルデヒド製造工程中から副生されるメチル水銀を阿賀野川に排出し、それに汚染された川魚を多く食べたことが原因である。
- ②昭和電工には、1961（昭和36）年暮れ頃までには熊本水俣病の原因が工場排水であることを知っていたにもかかわらず、メチル水銀を含む工場排水を阿賀野川に排出した過失がある。

として原告が勝訴しました。

被告の昭和電工が、判決前に控訴権を放棄していたため、総額2億7,000万円を認めた判決が確定しました。

2 補償協定の締結

第1次訴訟の判決後、新潟水俣病の被害はますます広がりを見せ、法律に基づく認定制度により認定された患者が300人を超え、認定申請中の人も500人に達する状況の中、新潟水俣病被災者の会と新潟水俣病共闘会議は、判決による補償額が低額であったことや再発を防止するためなどから、統一要求をまとめ、昭和電工に対して直接交渉を申し込みました。

被害者らは署名運動や関係地域における集会などに取り組み、熊本水俣病裁判で原告勝訴の判決が出される状況の中、十数回の交渉を経て、1973（昭和48）年6月21日に補償協定が結ばれました。

その内容は、認定患者に対する一時補償金、物価スライドによる年金給付、医療給付のほか、協定の前文で水俣病の再発防止や公害の未然防止などをうたう画期的なものでした。



新潟日報：1971（昭和46）年9月29日



新潟日報：1973（昭和48）年6月22日

3 新潟水俣病第2次訴訟

(1) 提訴までの経緯

1971（昭和46）年の第1次訴訟の判決後、熊本大学水俣病研究班の有明海沿岸に第3水俣病発生の可能性があると発表（環境庁（現環境省）は否定）など、水銀汚染と人体被害の問題が表面化する中、認定申請を棄却される人が増加し、棄却処分を不服とする行政不服審査請求もほとんど認められませんでした。

このような状況の中、認定申請を棄却された人たちが、「新潟水俣病被害者の会」を結成し、認定基準に誤りがあるとして、第2の水俣病を発生させた国の責任や被害者の早期救済を求めて、新潟地方裁判所に損害賠償の訴えを起しました。

(2) 第2次訴訟の概要

1982（昭和57）年6月21日、第1陣として国の基準では水俣病と認められなかった患者94人が、国と昭和電工を相手取って損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に起しました。

最終的には、平成元年4月の第8陣までの提訴により234人が総額約51億4,800万円の損害賠償を求めるものとなりました。この裁判は、第1陣を分離して審理が進められましたが、新潟地方裁判所の判決までに10年、政治解決による和解までは13年半の歳月を要し、この間に43人も原告が亡くなりました。

(3) 第2次訴訟の争点

第2次訴訟では、

- ①熊本水俣病の原因を知らながらチッソ水俣工場と同種工場である昭和電工鹿瀬工場に対し、水質二法や行政指導による排水規制を怠ったなどという国の責任
- ②メチル水銀のばく露蓄積と四肢末梢性の感覚障害があれば水俣病と診断できる（水俣病の病像）などが主な争点となりました。

くたばるまで闘います

新潟水俣病第2次訴訟原告団長 五十嵐 幸栄

私は阿賀野川の端に生まれ、子供の頃から阿賀の川魚を蛋白源として育ちました。水俣病が公表された四〇年の頭髪水銀量は一〇四PPMもありましたが、否認されました。私と同じ魚をたべていた妻が認定されているのに、何故私が否認されたのか、処分庁に聞いても理由を教えてくださいません。認定基準が改悪されたからなのですが、国は変っていないといはります。

原告はみんな阿賀の魚をたべ、昭電の毒に犯されているのに、行政が認定しないため、私達は二七患者呼ばわりまでされて苦しんでいます。そして、水俣病は治し方がわからないので、この苦しみは生涯つづくのです。

私共がこんな苦しみをしなければならぬのは、昭電が水俣病発生の危険を知っているながら

排水浄化設備を全然作らずに大増産をやり、チッソと同じ毒をタレ流したからです。そして、国が熊本水俣病の原因をかくし、この無謀な大増産を国策として指導奨励したからです。

公正中立であるべき行政機関が、人まで殺した企業をかばい、国民を無視したため、同じ殺人の罪がくりかえされたのです。その上、行政権限を使って患者を切捨てるのは、何というひどいやり方でしょう。こんなことでは公害がなくなる筈がありません。

私共はこれ迄、国や昭電と話合って参ましたが納得のいく答えが得られず、どうせ死ぬなら真実と国民の命を守るために、くたばるまで闘うと決心して訴えを起したのです。

全国の皆さんのご支援を心からお願ひ致します。

新潟水俣病共闘会議
いまなぜ“みなまた”か から

（4）第2次訴訟の判決（第1陣）

第1陣94人を分離した審理の1992（平成4）年3月31日の判決は、提訴後行政認定された3人を除く91人のうち88人を水俣病にり患しているとし、総額5億7,800万円の損害賠償を認めましたが、国の責任については認めませんでした。

昭和電工と原告91人は、この判決を不服として東京高等裁判所に控訴し、第2陣以降の新潟地方裁判所の審理とともに、裁判は長期化していきました。

新潟水俣病第2次訴訟は、1995（平成7）年に政府・与党3党による水俣病問題の政治解決に伴い、昭和電工と和解し、国への訴えが取り下げられ、第1陣の提訴から13年半を経て終結しました。



新潟日報：1992（平成4）年3月31日

4 熊本水俣病に関する裁判

熊本水俣病においても新潟水俣病の裁判に続き、熊本水俣病第1次訴訟(1969（昭和44）年6月)、熊本水俣病第2次訴訟(1973（昭和48）年1月)、熊本水俣病第3次訴訟(1980（昭和55）年5月)などの損害賠償を請求する訴訟が次々に提訴されました。

1995（平成7）年の政治解決により、未解決となっていた訴訟も和解が成立しましたが、唯一残っていた関西訴訟の控訴審判決が2001（平成13）年4月に出されました。判決では、国の責任を認め、認定基準に新たな判断を示しましたが、これを不服とした国が上告しました（※その後の経過は、P28に記載）。

また、熊本水俣病に関しては、損害賠償のほか刑事事件や行政訴訟など多数の訴訟も提起されました。

熊本水俣病関西訴訟控訴審判決内容

四肢末梢優位の感覚障害だけがある人で、同一の食生活を送っていた家族に認定患者がいるなどの要件があれば、水俣病であると認めてよい。

大脳皮質に障害がある場合の大きな特徴である複合感覚*の障害が認められれば、それはメチル水銀の影響とすることが相当である。

※ 複合感覚とは、二点識別感覚、皮膚書字覚などといった感覚であり、複合感覚に障害がある場合大脳皮質の障害が疑われるとされている。判決では、メチル水銀中毒の感覚障害は大脳皮質障害で説明できるとした。

5 早期解決に向けた被害者の活動

新潟、熊本とも裁判が長期化する中、水俣病問題の早期解決のためには、話し合いによるほかはないとして、1990（平成2）年9月に熊本水俣病東京訴訟で東京地裁から和解勧告が出されました。そのほか、熊本水俣病第3次訴訟控訴審など1高裁、3地裁でも和解勧告が出されましたが、政府が「現時点で和解勧告に応じることは困難」との見解を発表するなど、解決の見通しが立たない状況でした。

このような中で、被害者の高齢化も進み、「生きていくうちに救済を」といった声が高まり、ビラまきや署名運動、県や県内112市町村（当時）すべての首長、議会に早期解決要望に係る署名や採択を働きかけるなど、水俣病問題の早期解決に向けた被害者の活動が続けられました。



早期解決を目指す全県キャラバン行動
（写真提供：新潟水俣病共闘会議）

6 1995（平成7）年の政治解決

1995（平成7）年9月、与党3党（自民党、社会党、新党さきがけ）は、未解決となっていた熊本水俣病関係の問題について、関係者の意見を踏まえ、最終解決案を示しました。

これに対し、11月までに関係当事者間で合意が成立し、政府は、水俣病総合対策医療事業の申請受付再開、地域の再生・振興施策の推進・支援を内容とする「水俣病対策について」の閣議了解を行うとともに、「水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話」を閣議決定しました。

水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話

1995（平成7）年12月15日閣議決定

公害の原点というべき水俣病問題が、その発生から40年を経て、多くの方々のご努力により、今般、当事者間で合意が成立し、その解決をみることができました。

水俣病問題については、既に解決をみている公害健康被害の補償等に関する法律による認定患者の方々の補償問題とは別に、認定を受けられない方々の救済に関して、今日に至るまで未解決の問題が残されてまいりました。

私は、この問題の早期解決のため、与党、地元自治体とも緊密な連携をとりつつ、誠心誠意努力してまいりました。重い歴史を背負いながらも苦渋の決断をされた各団体の方々をはじめ、この間の関係者のご努力に対し、心から敬意を表したいと思います。

解決に当たり、私は、苦しみと無念の思いの中で亡くなられた方々に深い哀悼の念をささげますとともに、多年にわたり筆舌に尽くしがたい苦悩を強いられてこられた多くの方々の癒しがたい心情を思うとき、誠に申し訳ないという気持ちで一杯であります。

水俣病問題は、深刻な健康被害をもたらしたばかりでなく、地域住民の絆が損なわれるなど広範かつ甚大な影響を地域社会に及ぼしました。

私は、この解決を契機として、水俣病の関係地域の方々が、一日も早く、ともに手を取り合って、心豊かに暮らすことができる地域社会が築かれるよう、心から願うものであります。

今、水俣病問題の発生から今日までを振り返る時、政府としては、その時々においてできる限りの努力をしてきたと考えますが、新潟での第2の水俣病の発生を含め、水俣病の原因の確定や企業に対する的確な対応をするまでに、結果として長期間を要したことについて率直に反省しなければならないと思います。また、私は、このような悲惨な公害は、決して再び繰り返されてはならないとの決意を新たにしているものであります。

政府は、今般の解決に当たり、総合対策医療事業、チツソ支援、地域の再生・振興などについて、地元自治体と協力しながら施策を推進してまいりますとともに、水俣病の悲劇を教訓として謙虚に学び、我が国の環境政策を一層進展させ、さらに、世界の国々に対し、我が国の経験や技術を活かして積極的な協力を行うなど国際的な貢献をしてまいり所存であります。

（内閣総理大臣 村山富市）

8 水俣病関西訴訟最高裁判決

1995（平成7）年の政治解決後も、水俣病に関する損害賠償請求訴訟として唯一継続していた、いわゆる水俣病関西訴訟について、2004（平成16）年10月15日に最高裁判所の判決が言い渡されました。

判決では、国と熊本県には、いわゆる水質二法及び熊本県漁業調整規則に基づいて工場排水を止める義務があったにもかかわらず、それを怠った責任があるとして、最高裁判所では初めて行政責任を認め、被害者側が勝訴しました。

また、判決では、国の認定基準では認められなかった原告についても、水俣病特有な感覚障害などがあればメチル水銀中毒症と認められるとした、大阪高裁判決（2001（平成13）年）を支持し、一人あたり450万円～850万円、総額約3億2,000万円の賠償を命じました。

この判決後、認定申請を行う人が急増しましたが、国の認定基準が見直されることはありませんでした。これらが要因となり、新たな訴訟が起こされました。



朝日新聞：2004（平成16）年10月16日

9 ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟（熊本水俣病）

2005（平成17）年10月、水俣病不知火患者会（熊本県、原告は第1陣から第20陣まで合計2,500人）が、チッソと国、熊本県を相手取り、原因企業としてのチッソの責任や旧水質二法（公共用水域の水質保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律）に基づく規制権限の不行使に対する国の責任、県漁業調整規則に基づく規制権限の不行使に対する県の責任についての損害賠償を求める訴えを東京、熊本、大阪地方裁判所に起こしました。

10 新潟水俣病第3次訴訟

（1）提訴までの経緯

2004（平成16）年10月に水俣病関西訴訟最高裁判決が確定し、国と司法の判断基準が異なっている状態となり、二重基準が指摘される中、こうした状況に不満を持つ方々が、認定申請に対してより緩やかな基準を求めていくことなどを目的に、国、新潟県、昭和電工の責任を訴えた裁判が起こりました。これは、第2次訴訟以来25年ぶりとなる訴訟となりました。

（2）第3次訴訟の概要

2007（平成19）年4月、阿賀野川流域の住民12人が、工場排水の規制を行わなかった国の責

任、漁業調整規則に基づく有害物遺棄等の禁止を行わなかったとする県の責任及び有害な工場排水による不法行為に対する昭和電工の責任を求め、昭和電工と国、新潟県の3者を相手取って損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に起こしました。新潟水俣病訴訟において初めて新潟県が被告に加わる訴訟となりました。

最終的には、新潟水俣病第1次抗告訴訟で勝訴した原告8人が水俣病の認定を受けて訴えを取り下げるなど、原告は2人となりましたが、最高裁において原告2人の上告は棄却され、被告側（国、新潟県、昭和電工）の勝訴が確定しました。

（3）第3次訴訟の争点

第3次訴訟では、

①1960（昭和35）年1月以降の旧水質二法（公共用水域の水質保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律）に基づく規制権限の不行使に対する国の責任。

②1960（昭和35）年1月以降の県内水面漁業調整規則に基づく規制権限の不行使に対する県の責任。

③長期間にわたる有害な工場廃液の排出による不法行為に対する昭和電工の責任。

などが主な争点となりました。

（4）第3次訴訟の判決

2015（平成27）年3月、新潟地方裁判所で原告11人（当時）に判決が言い渡され、水俣病り患の有無は、感覚障害等の症候の有無等の医学的観点からの検討だけでなく、メチル水銀ばく露歴、生活歴、種々の疫学的な知見や調査結果等の具体的事情を総合的に考慮し判断すべきとし、昭和電工を被告とする10人のうち7人について水俣病と認め、昭和電工に賠償を命じました。一方、国や新潟県の責任は認めませんでした。一審判決を受け、原告（当初10人。後に8人が別訴で勝訴し取り下げ）、被告（昭和電工）双方が控訴しましたが、2018（平成30）年3月の東京高裁判決では、原告（2人）を水俣病にり患しているとは認めず、また、国及び新潟県の責任も認めませんでした。原告はこの高裁判決を不服として最高裁判所に上告しましたが、2019（平成31）年3月、最高裁が原告の上告を棄却したため、判決が確定しました。

11 ノーモア・ミナマタ新潟第1次全被害者救済訴訟（第4次訴訟）

（1）提訴までの経緯

2004（平成16）年の水俣病関西訴訟最高裁判決で、国の基準よりも幅広く患者を認め賠償が命じられたことをきっかけとして、医療関係者有志による阿賀野川流域地域の訪問が実施され、被害者の掘り起しが行われました。訪問の呼びかけに応えた方々のうち、未認定患者を中心とした27人が原告となり、新潟水俣病の全被害者の一日も早い救済を求めてノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（第4次訴訟）と称し、国と昭和電工を相手取り、損害賠償を求める訴訟を提訴しました。こうして、新潟水俣病としては4度目となる裁判が始まりました。

（2）第4次訴訟の概要

2009（平成21）年6月12日、国の基準では水俣病と認められない患者らでつくる「新潟水俣病阿賀野患者会」の会員27人が、国と昭和電工を相手取って損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に起こしました。

原告は、新潟水俣病の全被害者の救済と水俣病問題の全面解決を掲げ、国に対し認定基準の厳

格化による「患者の切り捨て責任」を追及しました。

（3）第4次訴訟の争点

ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟では、

- ①旧水質二法（公共用水域の水質保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律）に基づき排水規制を行わないなど被害拡大の防止策を怠った国の責任
- ②1977（昭和52）年に認定基準を厳格化し、救済されるべき患者を切り捨てた国の責任
- ③水俣病の原因物質となる有機水銀を含んでいると知りながら排水を阿賀野川に放出した昭和電工の責任

などが主な争点となりました。

（4）第4次訴訟の和解

ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟原告は最終的に173人が提訴しましたが、2009（平成21）年7月、与野党の合意による「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（特措法）の可決成立を契機に、国、昭和電工と原告の間で問題の解決に向けた話し合いが行われ、2011（平成23）年3月に和解が成立しました。

また、熊本水俣病におけるノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟についても、2011（平成23）年3月28日の大阪を最後に和解が成立しました。



新潟日報：2011（平成23）年3月4日
（新潟日报社提供）

〔和解条項〕（要旨）

- ①昭和電工は、和解成立後速やかに責任とおわびを表明する。国は新潟においても適切な対応を取るものとする。
- ②昭和電工は、新潟県から医療手帳または水俣病被害者手帳の交付を受けている人の内、介護保険サービス利用者について、要介護認定者に月額5,000円、要支援認定者に月額1,500円を支給する。
- ③国は、水俣病の治療方法、治療薬の研究・開発など被害者の福祉の充実に努める。
- ④国は、地域振興、健康増進事業、調査研究及び健康不安者の健康診査・保健指導の実施に努めるとともに、特措法による救済措置の周知及び医療期間の受診体制の拡充に努める。
- ⑤国及び昭和電工は、慰霊碑の設置、慰霊式の開催の実現に向けて努力する。
- ⑥昭和電工は上記措置を実施するため2億円を上限として負担する。
- ⑦本和解に基づく支給内容
 - ・一時金（一人あたり210万円及び加算金2億円）
 - ・療養手当及び療養費



12 水俣病被害者救済特別措置法

関西訴訟最高裁判決を機に、救済を求める被害者が増加し解決が長期化する可能性があることを受け、国は水俣病被害者の新たな救済策として自民党、公明党、民主党の三党の合意により、2009（平成21）年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）を公布・施行しました。

この法律は、公害健康被害の補償等に関する法律の判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を、水俣病被害者として救済し、最終解決を図ろうとするものです。

政府は、2010（平成22）年4月に「水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針」を閣議決定し、同年5月1日から特措法に基づく給付申請の受付を開始しました。

水俣病被害者救済特別措置法における〔救済措置〕（要旨）

- ①チッソ、昭和電工の責任と、関西訴訟最高裁判決で認められた国及び熊本県の責任を踏まえ、水俣病被害者をあたら限りすべて、迅速に救済する。
- ②救済の対象は、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、
 - 四肢末梢優位の感覚障害を有する方
 - 全身性の感覚障害を有する方その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する方に準ずる方
- ③チッソ、昭和電工は一時金（210万円）及び被害者団体への加算金を支給する。
- ④国、県は療養費及び療養手当等を支給する。
- ⑤一時金等支給の対象となる程度 of 感覚障害を有しないまでも、感覚障害を有し、水俣病にみられる症状を有する方にも療養費等を支給する。

また、この日、水俣病犠牲者慰霊式に鳩山総理大臣（当時）が歴代総理大臣として初めて出席し、政府の責任と被害者の方々への償いの思いを述べました。

内閣総理大臣「祈りの言葉」（抜粋）

平成22年度水俣病犠牲者慰霊式

水俣病によって、かけがえのない命を失われた方々に対し、心から哀悼の意を表します。熊本、鹿児島にとどまらず、新潟で第二の水俣病が引き起こされたことは、痛恨の極みであります。昭和三十一年五月一日、水俣保健所に患者発生が報告され、そして昭和四十年六月十二日、新潟においても水俣病患者発生が発表されました。

公式確認から五十四年という長い年月を経た今日に至るまで、なお、大きな課題が残されています。

政府を代表して、かつて公害防止の責任を十分に果たすことができず、水俣病の被害拡大を防止できなかった責任を認め、改めて衷心よりお詫び申し上げます。国として、責任を持って被害者の方々への償いを全うしなければならぬと再度認識いたしました。

平成二十二年五月一日

（内閣総理大臣 鳩山 由紀夫）



新潟日報：2010（平成22）年5月2日
（新潟日报社提供）

2012（平成24）年2月3日、政府は、救済措置の方針に基づき、給付の申請の受付期間を2012（平成24）年7月31日までとすることを発表しました。これに対し、被害者や新潟県は、まだ締め切るべきでないなどと、環境省に対してたびたび申し入れなどを行いましたが、期限は撤回されませんでした。

2010（平成22）年5月1日から2012（平成24）年7月31日までの間に、特措法に基づく救済措置の申請をした方は、熊本県42,961人、鹿児島県20,082人、新潟県2,108人、計65,151人に上りました。

13 熊本県の水俣病認定申請棄却処分の最高裁判決

2013（平成25）年4月16日、熊本県の行った水俣病認定申請棄却処分の取消し及び認定の義務付けを求める2件の訴訟の最高裁判決がありました。

判決では、症候の組合せが認められない場合についても、諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、水俣病と認定する余地を排除するものとはいえないというものであり、原告の主張を認めるものでした。

この判決後、公健法に基づく認定申請を行う人は増加し、患者認定や損害賠償を求める提訴が相次いでいます。

最高裁判決で総合的検討の重要性が指摘されたことを受け、2014（平成26）年3月、環境省は、昭和52年判断条件に示された症候の組み合わせが認められない場合における総合的な検討のあり方について、関係自治体に通知しました。

14 ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟（第5次訴訟）

（1）提訴までの経緯

2012（平成24）年7月31日に特措法の受付が締め切られましたが、救済の対象から外れてしまったり、様々な理由により申請が間に合わなかった方もいました。その結果、第4次訴訟を契機に結成された患者団体「新潟水俣病阿賀野患者会」が目指していた「全被害者救済」は実現しませんでした。こういった状況を踏まえ、新潟水俣病の最終解決に向け、国に早期の救済制度見直しを求めるなどを目的に、国と昭和電工を相手取り、ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟（第5次訴訟）を提訴しました。

（2）第5次訴訟の概要

2013（平成25）年12月11日、特措法による給付申請の期限に様々な理由により間に合わなかった方や、給付申請をしたが非該当となった方などの「新潟水俣病阿賀野患者会」の会員22人が、国と昭和電工を相手取って、損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に起こしました。

原告は、第17陣までの追加提訴で148人となっており、被告国の責任を明らかにし、新潟水俣病の全被害者の救済と水俣病の新たな救済制度の確立を訴え、2020（令和2）年2月29日現在も、新潟地裁で係争中です。



（3）第5次訴訟の争点

ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟では、

- ①旧水質二法（公共用水域の水質保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律）に基づき排水規制を行わないなど第二の水俣病の発生・被害拡大の防止策を怠った国の責任
- ②1977（昭和52）年に認定基準を厳格化し、救済されるべき患者を切り捨てた国の責任
- ③原告らが水俣病患者であるか否かなどが主な争点となっています。

15 新潟水俣病第1次抗告訴訟

（1）提訴までの経緯

2013（平成25）年4月16日の熊本県の行った水俣病認定申請棄却処分取消し及び認定の義務付けを求める訴訟の最高裁判決に従えば、本来は認定されるはずだったと主張する認定申請棄却者6人が、新潟水俣病特有の症状がありながら水俣病の認定申請を棄却されたとして、新潟市を相手取って棄却処分取消と認定の義務付けを求めた訴訟を提訴しました。

（2）第1次抗告訴訟の概要

2013（平成25）年12月3日、新潟市から公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）に基づく水俣病の認定申請を棄却された住民6人が、新潟市を相手取って棄却処分の取消しと認定の義務付けを求める訴えを、新潟地方裁判所に起こしました（後に4人が追加提訴し、1人が取り下げたため、最終的な原告は9人）。この裁判は、新潟では水俣病の行政処分の適法性が争われた初めての行政訴訟となりました。最終的には、2017（平成29）年11月29日の東京高裁判決において、原告9人全員が水俣病と認められ、新潟市が判決を受け入れたことから、原告の勝訴が確定しました。

（3）第1次抗告訴訟の争点

第1次抗告訴訟では、

- ①原告のメチル水銀ばく露の有無及び程度
 - ②原告の各症候がメチル水銀ばく露に起因するものか否か（症候のばく露の起因性）
- などが主な争点となりました。

（4）第1次抗告訴訟の判決

2016（平成28）年5月30日、新潟地方裁判所で判決が言い渡されました。判決では、原告9人のうち7人の訴えを認め、新潟市に棄却処分の取消と認定を命じました。その後、訴えを棄却された原告2人と新潟市が判決を不服として控訴しましたが、2017（平成29）年11月29日の東京高裁判決では、1審で棄却された原告2人を含む原告9人全員が水俣病と認められ、新潟市が上告せずにその判決を受け入れたことから、新潟市の敗訴が確定しました。

この東京高裁判決では、毛髪水銀値50ppm以下での発症の可能性や、特措法一時金該当者とその余の証拠が相まって高度のメチル水銀ばく露を推認させるなど、これまでの環境省通知に記載のないことも判示されたことから、2018（平成30）年2月、新潟県と新潟市は、環境省に対

して、認定審査に資する通知の発出等を要望しました。これを受け、国からは、関係区市に対して、東京高裁判決では水俣病に係る認定制度や判断条件を否定するような判示はされておらず、今後も東京高裁判決の趣旨も尊重しつつ、丁寧な審査を行うことが肝要である旨の通知が出されました。

16 新潟水俣病第2次抗告訴訟

（1）提訴までの経緯

水俣病認定申請の棄却処分取消と認定の義務づけを命じた、2013（平成25）年4月の最高裁判決、2017（平成29）年11月の控訴審判決を経てもなお、司法と行政の判断が乖離した状態であることが指摘されていました。このような状況を踏まえ、「認定の要件を満たしているのに、認められていない人が多くいる、第1次抗告訴訟の流れを定着させたい」として、再び棄却処分取消しと認定を求めて、2019（平成31）年2月4日、未認定患者5人が新潟県と新潟市を相手取り、行政訴訟を提起しました。

（2）第2次抗告訴訟の概要

2019（平成31）年2月4日、新潟県又は新潟市から公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）に基づく水俣病の認定申請を棄却された住民5人が、県、新潟市を相手取って棄却処分取消しと認定の義務づけを求める訴えを、新潟地方裁判所に起こしました。その後、1人が追加提訴したため原告は6人となり、令和2年3月現在係争中です。

第5章 被害者の救済対策

1 発生当初における被害者救済

1965（昭和40）年5月31日に新潟水俣病の発生が公式確認された後、県は「新潟県水銀中毒対策本部」を設置し、住民の健康調査などによる被害の把握や原因究明に取り組みましたが、働き手が病に倒れるなどにより医療費の支払や生活費に追われ苦しい生活をしいられた被害者等の求めに応じ、同年8月に死亡患者家族に対して香典2千円を贈るとともに、同年9月に特別措置要綱を決定し、水銀中毒患者及び水銀保有者に対して療養費や療養手当を支給しました。さらに、頭髪水銀50ppm以上の婦人に対しては、受胎調節や出産後は母乳をやめるよう指導を行い、ミルク代の一部を支給しました。

また、新潟市や豊栄市（現新潟市）も、数回にわたり患者世帯に生業資金の貸付を行い、最終的には貸し付けた生業資金総額約4,000万円の返済を免除しました。

一方、県は1965（昭和40）年7月に関係漁協に対して、阿賀野川下流の魚介類採捕規制や阿賀野川産川魚の販売禁止の行政指導を行い、総額50万円の見舞金を支給しました。

2 水俣病の認定制度（「公害健康被害の補償等に関する法律」による救済）

1967（昭和42）年頃から訴訟により損害賠償を求める動きが活発になりました。

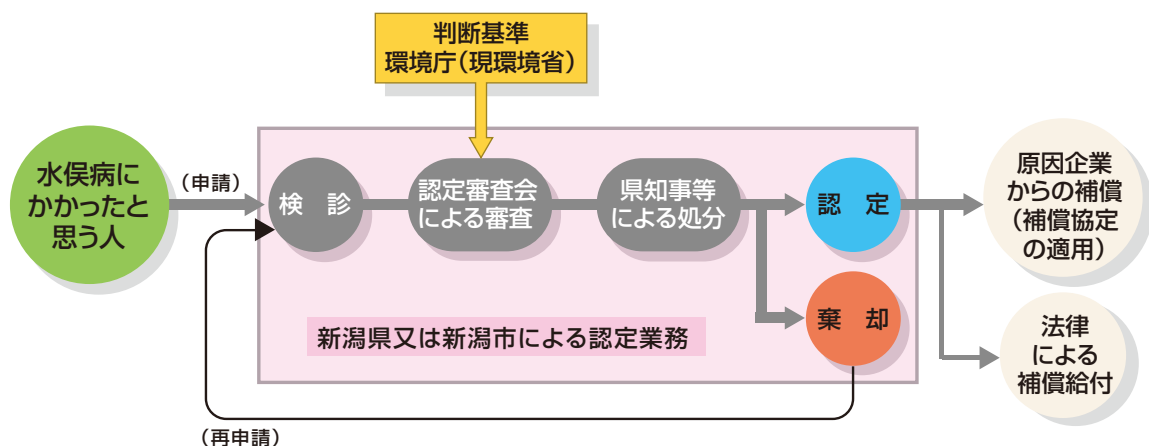
このような状況の中で、同年7月に「公害対策基本法」が制定（8月3日公布）され、健康被害を未然に防止する施策の確立がうたわれ、その後、1969（昭和44）年12月15日に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が公布されました。

新潟水俣病においては、同年12月20日、同法に基づき阿賀野川下流域一帯が公害指定地域に指定され、1970（昭和45）年2月には、県と新潟市合同の「新潟県・新潟市公害被害者認定審査会」が設置され、法律による認定制度がスタートしました。

その後、1974（昭和49）年には「公害健康被害補償法」（1987（昭和62）年に「公害健康被害の補償等に関する法律」に題名変更）が施行され、法に基づく被害者の認定、補償が行われるようになり、現在も同法に基づき被害者の認定が行われています。

この法律では、本人申請に基づき、県又は市による検診（医学的検査）や認定審査会の医学的審査を経て、知事又は市長がその疾病に係る認定処分を行い、認定された人に対しては医療費や

■ 認定制度のしくみ



第5章 被害者の救済対策

生涯補償費の支給が行われます。ただし、新潟水俣病に関しては、原因企業（昭和電工）と患者団体等の間で締結された補償が法律に基づく補償よりも手厚い内容であるため、認定を受けた人には昭和電工から、直接、補償費等が支給されています。

認定申請件数は、新潟水俣病について補償協定が締結された1973（昭和48）年にピークに達し、その後は減少の一途をたどっていましたが、2004（平成16）年10月の熊本水俣病関西訴訟最高裁判決を契機に2005（平成17）年以降増加しました。また、認定された人は、1972（昭和47）年に年間228人と急増した後減少し、1985（昭和60）年以降は、25人となっています。

2019（令和元）年12月31日現在、新潟水俣病の認定申請をした人は延べ2,666人に上り、715人が水俣病と認定されています。

■昭和電工からの補償給付内容

2001（平成13）年4月現在

| 項 目 | 患者1人当たりの給付内容 | |
|------------------|--------------------|-------------|
| 補 償 費 | 慰 謝 料 | 1,500 万円 |
| | 終身特別調整手当（年額） | 1,428,100 円 |
| 医療費に関連する給付 | 水俣病についての医療費 | 全額 |
| 介護費用に関連する給付 | 介護保険サービス | 全額 |
| 医療手当（15日以上入院の場合） | 医療手当（月額） | 7,000 円 |
| そ の 他 | はり・きゅう・マッサージ、温泉療養等 | |

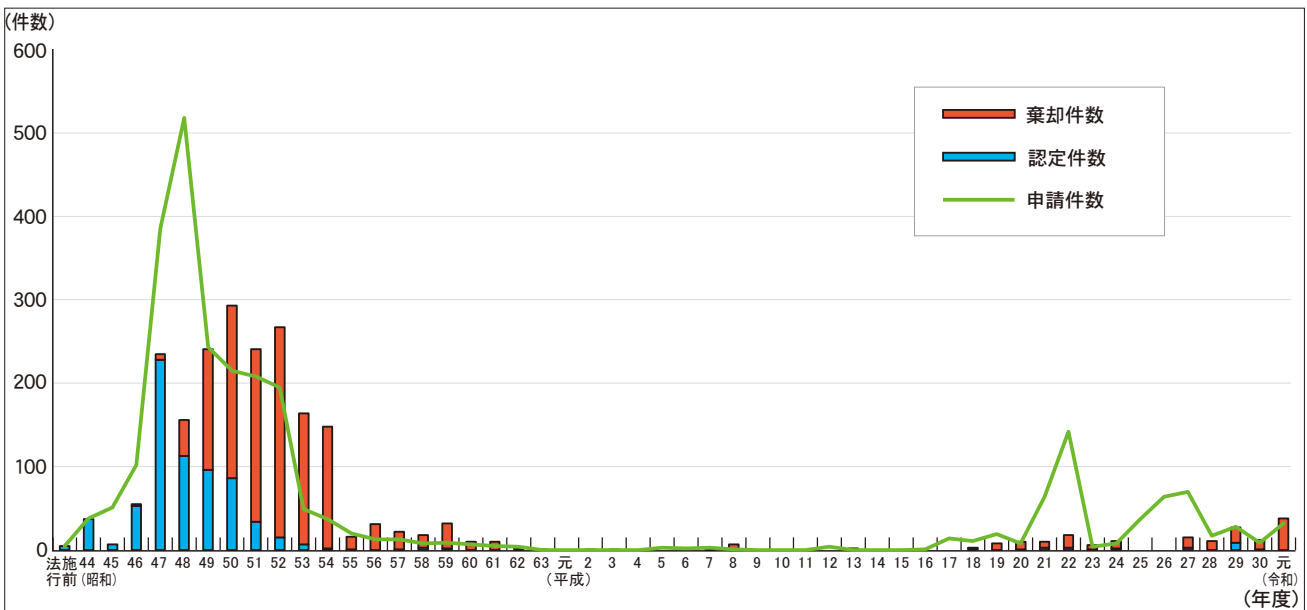
■新潟水俣病認定申請処理状況

| 年度 件数 | 法 施 行 前 | 昭 和 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 |
|----------|------------------|--------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 申請件数 | 5 | 38 | 51 | 102 | 385 | 518 | 243 | 215 | 208 | 195 | 49 | 37 | 20 | 13 | 13 | 8 | 9 | 7 |
| 認定件数 | 5 | 37 | 7 | 53 | 228 | 113 | 96 | 86 | 34 | 15 | 7 | 2 | 1 | 0 | 1 | 3 | 2 | 0 |
| 棄却件数 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 | 43 | 145 | 207 | 207 | 252 | 157 | 146 | 15 | 31 | 21 | 15 | 30 | 10 |
| 取下件数 | 0 | 0 | 10 | 4 | 5 | 5 | 2 | 6 | 4 | 12 | 30 | 13 | 12 | 7 | 1 | 4 | 4 | 0 |

| 年度 件数 | 61 | 62 | 63 | 平 成 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|----------|----|----|----|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 申請件数 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 認定件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 棄却件数 | 10 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 取下件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 | 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 年度 件数 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令 和 元 | 計 |
|----------|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------------|-------|
| 申請件数 | 1 | 14 | 11 | 19 | 8 | 64 | 142 | 4 | 8 | 37 | 64 | 70 | 17 | 28 | 9 | 32 | 2,666 |
| 認定件数 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 3 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 9 | 1 | 0 | 715 |
| 棄却件数 | 0 | 0 | 1 | 8 | 9 | 7 | 15 | 5 | 9 | 0 | 0 | 12 | 11 | 18 | 11 | 38 | 1,457 |
| 取下件数 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 2 | 179 | 2 | 2 | 4 | 0 | 0 | 2 | 8 | 2 | 1 | 340 |

※令和元年度は12月末現在の件数



3 水俣病総合対策事業

水俣病については従来「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく患者の認定が行われてきましたが、その発生地域において水俣病と関連する健康上の不安が訴えられ、さらに、各種訴訟が起こされるなど、水俣病問題は大きな社会問題となっていました。

このような状況の中、環境庁（現環境省）は1991（平成3）年11月の中央公害対策審議会答申を受け、水俣病の総合的な対策に取り組みました。

また、2004（平成16）年10月の熊本水俣病関西訴訟最高裁判決後、新たに多くの方々が救済を求めて認定申請したり、損害賠償請求訴訟が提起されたことを受け、2009（平成21）年7月から「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（特措法）が施行されました。「特措法」に基づく給付は、2010（平成22）年5月から2012（平成24）年7月31日まで申請の受付が行われました。

（1）医療事業

水俣病が発生した地域に相当期間居住し、阿賀野川の魚介類を多食したことにより、通常のレベルを超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性のある人に対して、医療の機会を確保することにより、健康上の問題の軽減・解消を図るため、水俣病に認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する人（医療手帳対象者）に対して療養費、はり・きゅう施術療養費、療養手当を支給し、また、四肢末梢優位の感覚障害以外の、全身性の感覚障害を有する人、または、一定の感覚障害を有する人で水俣病にも見られる症状を有する人（水俣病被害者手帳対象者）に対して療養費、はり・きゅう施術費等を支給する医療事業を実施しています。

この医療事業は、1992（平成4）年6月から始められ、1995（平成7）年3月末までで申請の受付が一旦締め切られました（旧事業(医療手帳)）。その後、同年12月15日に閣議了解された水俣病問題の解決策を受けて、1996（平成8）年1月22日から7月1日までの間、申請の受付が再開（保健手帳(旧)）され、さらに、熊本水俣病関西訴訟最高裁判決を受け、2005（平成17）年10月13日から再度、申請の受付が開始（保健手帳(新)）されました。

2010（平成22）年5月より「特措法」に基づく給付申請の受付が開始されたことに伴い、それまでの保健手帳対象者も改めて「特措法」に基づく給付申請を行うなどして、切り替えを行いました。（水俣病被害者手帳）

(2) 健康管理事業

1993（平成5）年度から、水俣病が発生した地域において、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある人（1965（昭和40）年12月31日以前に水俣病の指定地域に相当期間居住し、かつ、現在も居住している人等）に対して、健康上の不安の軽減・解消を図るため、保健師等による家庭訪問で健康相談などを行う健康管理事業を実施しています。

■医療事業の申請状況 (1996（平成8）年1月22日～2010（平成22）年4月30日までの間）（単位：人）

| 申請者 | 医療手帳交付者① | | 旧事業の対象者（死亡者）及び死亡者で新規対象者と同等と判断された者② | 保健手帳 | | 非該当 |
|-------|----------|-------------|------------------------------------|-------------------------|---|-----|
| | 対象者 | 旧事業対象者（生存者） | | (旧) 1996(平成8)年7月1日まで | (新) 2005(平成17)年10月13日～10(平成22)年4月末現在 | |
| 1,457 | 274 | 300 | 225 | 35 | 450 | 173 |

※①と②の合計799人が、1995（平成7）年の解決協定による一時金の対象者。
 ※保健手帳による給付は、平成24年3月で終了。

■「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく給付申請等の状況 (2010（平成22）年5月1日～2012（平成24）年7月31日までの間）（単位：人）

| 申請者 | 被害者手帳交付者 | | | 非交付者 | |
|-------|----------|------|--------|------|-----|
| | 療養手当あり | | 療養手当なし | 非該当 | 対象外 |
| | 対象者 | 訴訟和解 | 対象者 | | |
| 2,282 | 1,818 | 171 | 165 | 110 | 18 |

※交付者には保健手帳からの切替等を含む。
 ※対象外は、被害者手帳の交付対象となったが、訴訟参加、公健法認定等の理由により被害者手帳の交付が行われなかった者。
 ※訴訟和解はノーモア・ミナマタ新潟第1次全被害者救済訴訟（第4次訴訟）の和解者（申請者数に含む）。



■医療事業の給付内容

| 医療手帳対象者 | |
|--------------------------|---|
| 療養費 | 医療費（保険適用分）の自己負担分 |
| | 介護保険法の適用を受ける医療系サービスの利用者負担分 |
| はり・きゅう 施術費及び 温泉療養費 | 保険適用外のはり・きゅう施術費、温泉入浴料 合計で1月当たり7,500円以内 |
| 療養手当 | 医療等のサービスを受けた場合 入院 月額 23,500円 通院 月1回以上 70歳以上 月額 21,200円 70歳未満 月額 17,200円 |

| 水俣病被害者手帳対象者 | |
|------------------------------|---|
| 対象 | 手足の先の感覚（触覚、痛覚）がにぶいなどの症状がある 左には当たらないが、しびれやふるえ等一定の症状がある |
| 療養費 | 医療費（保険適用分）の自己負担分 |
| | 介護保険法の適用を受ける医療系サービスの利用者負担分 |
| はり・きゅう 施術費 及び 温泉療養費 | 保険適用外のはり・きゅう施術費、温泉入浴料 合計で1月当たり7,500円以内 |
| 療養手当 | 医療費等のサービスを受けた場合 入院 月額17,700円 通院 月1回以上 70歳以上 月額15,900円 70歳未満 月額12,900円 |

医療手帳
(水俣病総合対策医療事業)

| | |
|---------|----------|
| 保険者番号 | |
| 受給者番号 | 51153013 |
| 受給者 | 住所 |
| | 氏名 |
| | 生年月日 |
| 発行機関及び印 | 新潟県知事 |
| 交付年月日 | 平成 年 月 日 |

水俣病被害者手帳

| | |
|---------|----------|
| 公費負担者番号 | 5115 |
| 受給者番号 | |
| 受給者 | 住所 |
| | 氏名 |
| | 生年月日 |
| 効力開始日 | 平成 年 月 日 |
| 発行機関及び印 | 新潟県知事 |
| 交付年月日 | 平成 年 月 日 |

4 環境省の「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」

環境省では、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(2010(平成22)年4月16日閣議決定)に基づく申請期限を2012(平成24)年7月末までとした後、2012(平成24)年8月「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」を発表しました。

この中で、国として、これをもって水俣病問題の解決とは考えておらず、今後も真剣に向き合い取り組むこととし、医療・福祉施策として高齢化が進む胎児性水俣病患者等の方々やその家族など関係の方々安心して暮らせるための支援や、水俣病発生地域の再生・振興・融和(もやい直し)への取組として環境モデル都市としての取組・地域振興の推進や地域の絆の修復への取組などへの支援を関係地方自治体や関係事業者と協力して施策を講じるとしています。

〔水俣病問題の解決に向けた今後の対策について〕(要旨)

2012(平成24)年8月3日

- 1 医療・福祉施策の取組
 - (1) 環境省による水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業
 - ①胎児性水俣病患者等認定患者への支援事業(住まいの場、神経内科医師派遣事業等)
 - ②認定患者以外の方々への支援事業(神経内科医師水俣派遣事業、相談窓口設置等) 他
 - (2) 公健法に基づく公害保健福祉事業の取組

療養に必要な用具支給、家庭療養指導事業 等
 - (3) 原因事業者(チッソ、昭和電工)による取組

明水園運営支援(チッソ)、介護手当給付(昭和電工) 他
 - (4) 水俣市による取組

明水園の設置・運営
- 2 水俣病問題の解決に向けた水俣病発生地域の再生・振興・融和(もやい直し)に関する取組
 - (1) 環境モデル都市としての取組・その他の地域振興の推進

水俣市の「環境まちづくり戦略策定」等を踏まえた水俣・芦北地域の振興に対する支援 他
 - (2) 地域の絆の修復

水俣病に関する偏見・差別の解消を図り、地域社会の絆を修復するための、地域の融和(もやい直し)についての施策の推進。
(水俣病犠牲者慰霊式等、交流事業等を通じた人材育成、フィールドミュージアム事業などへの補助、新潟における慰霊式開催、慰霊碑設置実現のための対応 等)
 - (3) 人事交流の開始

特措法に基づく救済措置により、2010(平成22)年5月から約6万人を超える方々が申請受付をしましたが、2012(平成24)年7月31日までで申請受付が締め切られました。

しかし、今でも差別や偏見をおそれ被害の声をあげることのできない方や、自分の症状が水俣病と気付いていない方がいると考えられるなど、現在も水俣病問題は解決していない、今なお取り組むべき重要な課題です。

県では国に対して、水俣病被害者の早期救済、患者救済の枠組みの見直しに取り組むこと及び被害の声をあげることができる環境の整備を一層推進することを要望しています。

第6章 地域の再生・振興

—水俣病の教訓を生かす取組—

新潟水俣病は、物質的豊かさのみを追求した経済優先の考え方が、環境汚染による被害を引き起こしたことを私たちに教えてくれた貴重な経験であり、二度とこのような公害を発生させてはならないという教訓を後世に伝えていくため、様々な取組がなされています。

1 被害者の取組

(1) 新潟水俣環境賞作文コンクール

新潟水俣病被害者の会や阿賀野患者会は「水俣病のような苦しみは自分たちだけでたくさんだ。子や孫に同じ苦しみを味わわせてはならない。」という思いから、「語り部」として水俣病の体験談を話したり、新潟水俣環境賞を設置するなど、より良い環境や住みやすい社会をめざした啓発活動を行っています。なかでも、子どもの時から自然や環境問題に関心をもち、理解を深めながら行動することが大変重要であると考えています。

新潟水俣環境賞作文コンクールは、そうした観点から『身の回りの環境や新潟水俣病』を題材に、県内の小中学校生から募っているものです。

2019（令和元）年度現在、作文コンクールは第20回を数え、延べ70人の小中学生が優秀賞を受賞しています。なお、1999（平成11）年の第1回から2015（平成27）年の第16回までの優秀賞受賞作品は文集「思いを絆^{つな}げる」にまとめられ、県内の小中学校全校と公立図書館に配布されています。



第20回作文コンクール表彰式
（写真提供：新潟水俣病共闘会議）



作文集

(2) 新潟水俣病現地調査ほか

新潟水俣病被害者の会と阿賀野患者会、それに新潟水俣病共闘会議の3団体は毎年秋に、一般市民を対象に「現地調査」を行っています。

例年、マイクロバス3台に分乗して、発生源の旧昭和電工鹿瀬工場や阿賀野川を見ながら被害者の話に耳を傾けて、当時の様子に思いを馳せつつ、水俣病の解決やこれからの社会のあり様について話し合います。

また、3団体は水俣病の経験と教訓を生かそうと、適宜、シンポジウムや集会を開催しています。



現地調査

(写真提供：新潟水俣病共闘会議)

2 教訓を伝える事業

1995（平成7）年に新潟水俣病被害者の会、新潟水俣病共闘会議と昭和電工との間で締結された協定に「昭和電工は地域の再生・振興に参加・協力する趣旨から新潟県に対し2億5,000万円を寄附する」ことが盛り込まれ、県は、これを受け入れて「水俣病の教訓を生かす事業」に取り組みました。

その具体的内容は、新潟水俣病被害者の会、新潟水俣病共闘会議の要望を踏まえ、環境と人間のふれあい館（2001（平成13）年8月開館）の建設や新潟水俣病に関する書籍、小学校教育副読本の出版を行っています。これらを通じて、水俣病という悲惨な公害を経験した県として、その教訓を生かし、二度とこのような公害を発生させてはならないということを後世に伝えていく取組みを行っています。

2015（平成27）年度に実施された新潟水俣病公式確認50年事業の一環として、展示の一部リニューアルを行いました。

■環境と人間のふれあい館の概要

●所在地

〒950-3324
新潟県新潟市北区前新田字新々囲乙364-7
TEL 025-387-1450
FAX 025-387-1451
<http://www.fureaikan.net>

●開館時間

9：30～16：30

●休館日

毎週月曜日（月曜が休日の場合はその翌日）
12月28日～1月4日

●入館料

無料（研修室等の利用は使用料が必要）

●展示内容（テーマ）

水辺のいきものと阿賀野川の暮らし
新潟水俣病
水とわたしたちの生活



環境と人間のふれあい館全景



環境と人間のふれあい館展示室

3 新潟水俣病問題に係る懇談会

2007（平成19）年2月、泉田知事は、今なお残る水俣病被害者や家族に対する偏見や差別を解消していくためには、新潟水俣病問題の本質を地域社会が正しく理解してもらうことが必要だとして、有識者による新潟水俣病に係る懇談会を発足させ、2008（平成20）年3月、「新潟水俣病患者」の定義や、患者への救済・支援のための新潟県独自の施策を講じること、患者救済のための恒久対策の樹立などを骨子とした最終提言書（「新潟水俣病に係る懇談会最終提言書—患者とともに生きる支援と福祉のために—」（2008（平成20）年3月21日））をまとめました。



第1回 新潟水俣病問題に係る懇談会

4 新潟水俣病地域福祉推進条例

新潟県では、「新潟水俣病問題に係る懇談会」の最終提言書を受け、新潟水俣病対策をより積極的に推進するため、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を2008（平成20）年10月に制定し、2009（平成21）年4月に施行しました。条例は、公害の犠牲者である新潟水俣病の被害者を社会全体で支えるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すために定められました。

県では、この条例に基づいて患者の方々の保健福祉、新潟水俣病についての教育・啓発、地域社会の再生などの取組を進めるとともに、学識経験者や患者団体で構成する「新潟水俣病施策推進審議会」を設置して県が行った施策の評価・検証し、その意見を県の施策に反映することとしています。



新潟水俣病地域福祉推進条例

県では、条例に基づき、新潟水俣病患者の福祉の増進、理解を深め偏見や中傷をなくすための教育・啓発の推進、地域に及ぼした深い亀裂の修復などを目的とした次の施策を進めており、新潟水俣病患者の皆さんを含め、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指しています。

この条例による 新潟水俣病患者とは

○阿賀野川のメチル水銀に汚染された魚をたくさん食べたことにより水俣病に見られる一定の症状が出た方を「新潟水俣病患者」としています。

1. 保健福祉施策

- ・新潟水俣病患者に新潟水俣病福祉手当を支給しています。
- ・阿賀野川流域市町と連携して、新潟水俣病相談窓口の設置や保健師による患者訪問を行っています。
- ・新潟水俣病患者のケアにつながるハンドブックを作成して様々な場面で活用しています。



(相談窓口チラシ)



(ハンドブック)

2. 教育・啓発の推進

- ・新潟水俣病の経験や教訓を将来に伝える教育の推進、啓発活動の充実を図っています。
- ・環境と人間のふれあい館を教育・啓発の情報発信拠点として、水俣病学習を推進しています。



(ふれあい館での学習の様子)



(新潟水俣病について考える授業の様子)

3. 地域社会の再生・融和の促進

・阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業（F M事業）により、地域の方々と一緒に、流域の環境資源等を活用した環境学習やイベントを実施しています。

【主な取組】

- (1) 地域再発見講座 (2) パネル巡回展
- (3) 流域再生フォーラム (4) 行政職員研修

・このような取組を情報誌「阿賀野川え～とこだより」、HPやブログで広く情報発信しています。



(イベント・地域再発見講座の様子)



(情報誌「阿賀野川え～とこだより」)

4. 民間団体等の活動の促進

・新潟水俣病関連情報発信事業により、新潟水俣病に関する環境学習及び新潟水俣病の教訓について啓発活動を行う人材育成等の取組みについて、民間団体等から企画・提案を募り、効果的な事業を提案された団体等に対して補助を行っています。



5. 情報の発信と提供

・教育の推進や啓発活動の充実、民間団体等の活動を促進するため、新潟県立環境と人間のふれあい館を活用した講演会、パネル展や語り部講演などで、新潟水俣病に関する情報の発信や提供を行っています。



5 新潟水俣病公式確認50年事業

新潟水俣病公式確認50年を迎えるに当たり、新潟水俣病の歴史と教訓を次世代に伝えるとともに、被害者や関係者の方々が連携して取り組むことができるよう、新潟水俣病公式確認50年事業実行委員会（会長：泉田知事）を立ち上げました。

実行委員会の下に設置した実務担当者会議においては、活発な意見交換を重ね、関係者の総意に基づき各事業を実施しました。



第1回実行委員会（H26.10.14）

（1）新潟水俣病公式確認50年式典

公式確認50年の2015（平成27）年5月31日には、新潟ユニゾンプラザにおいて、被害者や関係者など約300人が出席し、式典が行われました。

当日は、望月環境大臣や被害者代表などがあいさつを行うとともに、泉田知事が「ふるさとの環境づくり宣言2015」（P48を参考）を発表しました。

式典の最後には、阿賀野川の映像が流れる中、新潟市内の中学生が唱歌「故郷」を歌い、会場は感動に包まれました。



被害者代表あいさつ
（新潟水俣病被害者の会 小武会長）



合唱
（小針中学校・東新潟中学校合唱部）

(2) 「新潟水俣病の歴史と教訓を伝える碑」の設置

公式確認50年の節目に、関係者がそれぞれの立場を超えて共通の想いを未来に託すことを目的に、県立環境と人間のふれあい館正面玄関に石碑を設置しました。



【碑文】
阿賀野川を平和で豊かに
新潟水俣病の歴史と教訓を伝える碑

新潟水俣病の歴史と教訓を伝える碑

新潟水俣病は、昭和電工株式会社鹿瀬工場から阿賀野川に排出されたメチル水銀が食物連鎖で川魚に取り込まれ、それを人々が多食したことで発生した公害病で、一九五六（昭和四十）年に被害が確認されました。

一九五六（昭和三十一年）年に熊本県で水俣病が確認されてから九年後に発生したため、第二の水俣病ともいわれます。高度経済成長期、我が国が豊かで快適な社会の実現を追求してきた一方で、この公害の発生により、平穏に暮らしてきた人々にとって予想もしなかった甚大な被害が生じました。被害が確認されて半世紀を経た今日において、いまだに訴訟による解決を求めなければならない状況が続いており、被害の全貌も明らかになっていません。健康上の不安や経済的な不安を抱える人、いわれのない偏見や中傷に苦しみ被害の声をあげることのできない人も存在しています。

公式確認から五十年の節目にあたり、私たちは、このような悲惨な公害を繰り返してはならないという思いを後世に引き継ぐとともに、美しく恵み豊かな故郷を守っていくことを誓い、この石碑を建立します。

平成二十八年三月

新潟水俣病公式確認五十年事業実行委員会会長

新潟県知事 泉田 裕彦

(3) その他の主な事業

- ・新潟水俣病公式確認50年フォーラム（H27.1.24 新潟ユニゾンプラザ）
- ・新潟水俣病50年企画講演会（H27.5.5 ほんぼーと新潟市立中央図書館）
- ・新潟水俣病公式確認50年パネル展（H27.5.26～6.7 県立図書館）
- ・新潟水俣病トーク&ライブ（H28.1.30 県民会館）



新潟水俣病50年企画講演会（H27.5.5）



新潟水俣病トーク&ライブ（H28.1.30）

6 ふるさとの環境づくり宣言2015

2015（平成27）年5月31日、新潟水俣病公式確認50年式典において、泉田知事が「ふるさとの環境づくり宣言2015～新潟水俣病公式確認50年に当たって～」を宣言いたしました。

この宣言において、水俣病の被害を受けたすべての方々が等しく患者と認められ、救済を受けることができる恒久的な制度を確立することや、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現することに、最大限の努力をもって取り組んでいくことを表明しました。



宣言をする泉田知事

ふるさとの環境づくり宣言2015 ～新潟水俣病公式確認50年に当たって～

高度経済成長期、社会が豊かになっていく一方で、それまで平穏に暮らしていた阿賀野川流域の住民が、突如として悲惨かつ甚大な被害を受けた新潟水俣病の公式確認から、今年で50年が経過します。

日本の四大公害病の一つにも数えられているこの新潟水俣病は、住民の健康被害だけではなく、偏見や差別といった地域の分断をもたらしました。

また、熊本県での水俣病公式確認から9年が経過して起きた第二の水俣病であり、結果として、その発生を防げなかったことは誠に遺憾であります。

新潟県では、発生初期から住民の健康調査をはじめとした対応に加え、その後も全国唯一の水俣病対策条例である「新潟水俣病地域福祉推進条例」の制定に象徴されるように、被害に遭われた方々に対しては、社会全体で支えていかなければならないとの考えの下、保健福祉施策や、失われた地域の絆の再生と融和、教育啓発活動の推進や情報発信に、流域自治体や関係者とともに取り組んできました。

しかしながら、今なお、水俣病への理解が十分ではないことなどから、いわれのない偏見や差別をおそれ、被害の声をあげることのできない方々がいると考えられること、また、被害認定や損害賠償を求めて訴訟が起こされるなど、水俣病問題は、長い年月を要しているのにもかかわらず、いまだ解決には至っておりません。

また、尊い命の犠牲や、健康が損なわれた被害者の方々が声を上げることによって、今日の環境が享受できていることを、私たちはあらためて確認する必要があります。

新潟水俣病の公式確認から50年を迎えるに当たり、新潟県では特に次の点について積極的に取り組んでまいります。

- 一、新潟水俣病の解決へ向けて、潜在患者が名乗り出ることのできる環境整備や、被害を受けたすべての方々が等しく患者と認められ、救済を受けることのできる恒久的な制度を確立すること
- 二、県民一人一人が新潟水俣病の歴史を知り、教訓を考え、風化させずに次世代に伝えていくこと
- 三、新潟水俣病の情報を世界へ発信するとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現すること

平成27年5月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

おわりに

水俣病は、化学工場から環境中に排出された汚染物質により引き起こされた公害で、新潟では、1965（昭和40）年に患者の発生が公表されて以来、阿賀野川周辺の地域に長い間深刻な影響を及ぼしてきました。

新潟水俣病については、被害を受けた人々には水俣病の症状が今もなお続いており、流域住民の健康上の不安は未だに解消されていない状況にあります。

新潟水俣病に代表される人体や環境に甚大な被害を与えた公害が発生してから月日を経て世紀が変わった現在でも、人々の生活環境を脅かす種々の有害物質の存在が依然として取りざたされており、また、地球規模での新たな環境問題も生じています。

産業の発展は、社会に多くの利便性をもたらしましたが、経済性優先の立場を重視し環境への配慮を欠いた行為が行き着いた先には、戻ることのなかった命や痛ましい健康被害があり、回復が決して容易ではない環境破壊があり、修復し難い人間関係のこじれがありました。

公害問題が頻発したことを契機として、行政は公害対策関連の法体系の整備、拡充やこれに基づく諸施策を行い、企業は厳正な環境基準を遵守するべく公害防止に取り組んできました。また、環境を守ることを目的とした団体の活動も活発になってきました。その結果、日本の環境対策は進展を見せ、以前のように人の健康を著しく害するような状況は、一応解消されるようになりました。

企業は、公害防止の責務やこれを怠

ることによる長い目で見えた経済的損失、社会的ダメージなどを考慮すれば、また、行政は、住民の健康や周辺の環境を十分に尊重した施策遂行の責務を重く受け止めれば、それぞれの立場で、日頃から公害の未然防止や環境保全に努力することがいかに重要であるかということ、新潟水俣病は私たちに示唆してくれました。

また、水俣病の被害も、経過をたどれば、自然が送る警鐘があり、住民の訴える声があったわけで、これらを迅速に察知し、手遅れにならないように対応することは、いつの時代でも環境問題の課題として認識されていかなければなりません。

1993（平成5）年、「環境基本法」が制定され、健全で恵み豊かな環境を維持しながら持続的に発展できる経済社会づくりを目指すなどの環境保全の基本理念が明確にされました。悲惨な公害被害の経験を踏まえ、この過ちを人類全体が得た貴重な教訓として、これを二度と繰り返してはならないという思いを後世に引き継いでいく必要が私たちにはあります。「環境の世紀」とも言われる21世紀を生きる一人一人が、将来にわたり環境を大切にすることを意識を持ち続けていきたいと思えます。

また、現在、水銀などによる健康被害や環境汚染は、世界の各地で起こっていますが、こうした公害に苦しむ地域に対して、水俣病の経験が役立てられ、対策が進展することを願うものです。

平成14年3月

語り部書き起こし

被害者として伝えたいこと

私は、昭和11年、新潟市の江口という阿賀野川沿いの集落に生まれ育ちました。中学校を卒業すると、家の農業を手伝いながら、和裁を習い、人の着物を縫ったりもしていました。

近くを流れる阿賀野川は、家の庭のようなもので、小さい頃は、学校から帰ってくると泳ぎ回って遊んでいました。川には大きな中州があって、今はもう砂や砂利が取られすっかりなくなっていますが、当時はこの中州を伝えれば対岸まで泳いでいけるくらいでした。

阿賀野川にはいろいろな魚が年中いて、漁が盛んに行われていました。父がよく釣ってきたこともあって、小さい頃から川魚をたくさん食べて育ったものです。水はいつも澄んでいて、米をといだり洗濯をしたりと、川はまさに生活の場そのもので、流域に暮らす人々にとっては、「命の川」とも言えました。

昭和32年に結婚して、江口から少し下流の津島屋に住むようになりました。ここは漁師が多い集落で、近所に住む主人のいとこや友人もみな漁師で、捕れた魚をよくもらったりして、以前にも増して魚がたくさん食べられるようになりました。

川魚は、当時、流域住民の重要なタンパク源であり、味噌汁に入れたり、塩焼や佃煮にしたり、特に、昭和34年に長男を出産してからは、栄養をつけて母乳がよく出るようにと、とにかく魚を毎日のように食べていました。



昭和40年に、新潟市内で水俣病にかかった人がいることが公表されました。どうやら阿賀野川の魚が原因らしいと言われ、川魚をたくさん食べていた私たちは、大変心配になりましたが、その後、やはり自分でもおかしい

と思う症状が出始めました。手足がしびれ、頭痛や立ちくらみが起こり、また、夫の姉のところで農作業の手伝いをしていた時も、カマを持つ感覚がなくなったり、苗分けがうまくできなくなったりしました。家では、余った魚をあげていた飼い犬が、なぜか狂い死にしまうようなことも起こりました。

そのうちに、手の節々が伸びず少しずつ変形してきたことに気づき、まだ30歳くらいなのに、これはたいへんだと思い医者へ行ったら、水俣病の症状が出ていると言われました。水俣病に認定された主人のいところにも、「お前らもおれの魚を食べたのだから検診を受けるように」と言われていましたが、「水俣病になると子どもの結婚がだめになる」とか「就職ができない」という噂が流れており、夫の反対もあって、結局、受診しませんでした。

しかし、昭和48年頃になると、体の痛みはいっそう強くなり、とうとうがまんできなくなり、医者に診てもらったらやはり水俣病と診断されたので、その医師の勧めもあって、認定申請をしました。



既に、水俣病に認定された人たちによって、原因企業の昭和電工を相手取って裁判が起こされ、原告が勝訴していましたが、その頃町中では、「あの人は認定されている」とか「あの人も具合が悪そうだ」というような話題が飛び交うようになっていました。しかし、水俣病の人だけでなく、これから認定申請をする人たちにも偏見の目が向けられました。「補償金欲しさに水俣病患者のふりをしている」という冷たい見方があったからです。

認定申請をすると大学病院で検査をすることになりますが、申請していることを知られたくないために、検査に行く時は、よその家の垣根やひさしに隠れてバスを待ったりしました。病院では、今日は眼科、今度は神経内

科などと、いろいろな項目にわたり検査を受けましたが、いくら朝一番に行っても、他の患者さんよりも後回しになるようなこともあり、検査はたっぷり半日はかかりました。こうして、専門医師の検査やその後の審査を経て、最後に来たのは、認定されないことを知らせる「棄却」の通知でした。

主人の側は父親、兄、義理の姉、いとこ夫婦もみんな認定患者になっており、私も同じくらい魚を食べて、しかも手のしびれや腰痛など同じ症状があるのに、認定されないのはどうしても納得できませんでした。

当時の町中の風潮を考えて、子どもたちの結婚や就職に影響が出てはいけないという思いから、認定申請をしなかったのですが、その間に認定基準が厳しくなり、そのために、私が申請する頃は、もう認定患者はほとんど出ませんでした。申請が遅れたために、このような目にあった人たちはたくさんいたのです。



そのあたりからでしょうか、今度は、主人に私と同じ症状が出てくるようになりました。私は検査を勧めましたし、認定されたいとこたちからも「自分があげた魚だからきっと水俣病に違いない」と検査を受けるように勧められました。

しかし、主人は、水俣病のことが会社に伝わったらクビになるのは目に見えているし、会社の状態も良くなく、「家族が食べていけなくなるから」と検査から足が遠のいていくのでした。

ちょうどその頃、水俣病の専門の先生が、夜になると一軒ずつ往診してくださってました。ある晩、主人も診察してもらったのですが、先生は、「あなたよりもむしろ自覚症状が強い」と私にお話されました。主人は水俣病をひどく嫌っていただけに、それからというものの自暴自棄になってしまい、毎日のよう

に酒におぼれ、仕事も休みがちになりました。夫婦の会話も悪気のない一言ですぐに喧嘩になり、あげくの果てには、家族に暴力を振るったり部屋のガラスを割るなど、全く手に負えない状態で、そのたびに子どもたちと小屋の二階へ逃げ込んでいました。私の具合が悪くなった時、手足をもんでくれたり食事の支度や洗濯もしてくれたやさしい人でしたが、水俣病が人を変えてしまいました。主人は、今でこそ元の自分を取り戻すようになりましたが、当時、私自身の体調もままならない中、まさに地獄のような毎日が続く、家庭生活が台無しにされたことは、むしろ自分の体の苦しみよりも痛手となりました。とにかく楽になりたいあまり、夜、家を飛び出し、川の岸に立っては「いっそのまま飛び込んでしまえば・・・」と何度思ったことでしょうか。でも、子どもたちのことを思うと、とてもできることはありませんでした。「自分の苦しみを子どもたちにまで向けてはならない。」そう言い聞かせる毎日でした。(※ご主人は後にお亡くなりになりました。)



気持ちのやり場のない長くつらい年月が過ぎていきましたが、被害者を水俣病と認めて償いをしてほしいという一心から、認定されなかった人たちが集まり、昭和57年に昭和電工と国を相手に、とうとう裁判を起こすことになりました。同時に、この新潟水俣病問題を全国の人たちにも理解してもらい支援を求めようとするいろいろな行動を繰り返していきました。東京へも多い時で月に4、5回は出向き、昭和電工交渉、環境庁交渉、街頭でのビラ配りなどの運動を展開しました。

もともと、私は、運動など縁遠かったのですが、提訴から何年か後に、盛岡で日本母親大会というのが開かれ、これに参加して新潟水俣病の深刻さを訴えたり、全国の頑張るお母さん方の姿を見て勇気づけられたのをき

かけに、それまでにない自分を発見することができ、自信を持てるようになりました。この大会への参加は、私の運動の出発点でもあったのです。そんなことから、やがて被害者の会の副会長を仰せ付かるようになりました。(※平成21年から会長)

被害者は、既にみな高齢で体の具合が悪いものですから、東京での行動などは交代でやろうということで、副会長の立場から皆さんにその旨お願いに行くのですが、「裁判も勝つかどうか分からないのに、そんな活動できない」などと、時には同じ被害者からも愛想を尽かされることがあり、いろいろ切ない思いをしました。しかし、東京へ行くたびに各地の支援団体の皆さんが私たちに勇気づけてくれました。木枯らしが吹きつける時は熱い缶コーヒーを、うだるような暑さの中では冷たい飲物を差し入れてもらい、昭和電工前では一緒に座り込みをしてくれたり、「頑張ってください」と励ましてカンパしてくれた人たちもいました。この人たちの温かい心には、今でも感謝の思いが絶えません。

裁判を起こしてから13年後の平成7年12月、新潟水俣病問題は決着を見ることができました。内容は決して十分とは言えませんが、それまでの私たちのあらゆる運動が実を結んだものと思っています。しかし、自分たちだけではなかなか成し得なかったことも多かったわけで、たくさんの方々からの情けとやさしさあふれる支援を受けながら、解決まで頑張ることができたのです。このことは、何ものにも代え難い喜びでした。



現在の様子を少しお話ししますと、やはり手足がとてもしびれ、夏など、冷房の効いた部屋があると、腕の上の方までびりびりしてきます。夜はよく眠れず、睡眠薬を飲んでいますが、年中飲んでいるとだんだん効きが悪くなるようで、次第に強いものを欲しが

るようになります。そうすると、夜中の1時か2時くらいに副作用で口が渇き、苦しくて目が覚めてしまいます。暑い時期でも、明け方涼しくなると、足がこむら返りを起こし、ひどい痛みが走ります。こうした手足のしびれや不眠あるいは耳鳴りは、外見からはなかなか分かってもらえないところが非常に辛いのですが、もう何十年もこうした状態が続いています。「一日でもいいから熟睡できる夜があればなあ」といつも思っています。

8歳の時、戦争で父を亡くした私は、母と二人で苦しい思いをしながらも一生懸命働いて妹や弟、祖母を養ってきました。そして、夫とめぐり会い3人の子どもに恵まれて、これからという時に、水俣病によって一転して家族の幸せを奪われてしまいました。治らない体や癒されない心の苦しみは、私たちだけでもうたくさんです。

後世の人たちが同じ経験を二度と繰り返さないためにも、生きるためになくってはならない水や身近にある自然を大切に作る気持ちをみんなで持っていかなければいけないと思います。世の中が便利になればなるほど、公害は切り離せない問題だと思うのです。そのためにも、一人でも多くの人、特に、今の若い世代の人に私たち被害者の経験を知ってもらい、自然などの環境を守っていくことがこれから重要になることを分かっていたいただければ幸いです。

※ このお話をいただいた方は、新潟市東区津島屋にお住まいの小武節子さんです。

小武さんは、新潟水俣病被害者の会の副会長、会長を歴任され、現在は、県立環境と人間のふれあい館で「語り部」として、子どもたちをはじめ広く入館者に、自らの苦難の経験を伝え、公害の根絶と環境を守ることの大切さを訴え続けています。また、2002年3月にタイ・バンコクで開催された水俣病経験普及の国際会議の場で、世界に向けて新潟水俣病の経験と教訓をアピールしました。

新潟水俣病関係年表

新潟水俣病関係年表

| 年 月 日 | 事 項 |
|------------------|--|
| 1929 (昭和 4) | 昭和肥料鹿瀬工場、鹿瀬発電所の電力でカーバイド生産開始 *1930.1.20石灰窒素生産開始 |
| 1934 (昭和 9) 11. | 昭和肥料も出資し昭和合成化学工業を設立、鹿瀬 (現阿賀町) に工場を建設 |
| 1936 (昭和11) 3. | 昭和合成化学工業鹿瀬工場、水銀等を触媒にしてアセトアルデヒドの生産を開始 |
| 1939 (昭和14) 6. | 昭和肥料と日本電気工業が合併して昭和電工を設立 |
| 1956 (昭和31) 5. 1 | 新日窒素肥料 (以下「新日窒」という。) 附属病院長細川一ら、脳症状を呈する患者の発生を水俣保健所に報告 - 水俣病公式発見 - |
| 5. 28 | 水俣市、水俣市奇病対策委員会を設置し患者の措置、原因究明にあたる |
| 8. 3 | 熊本県、熊本大学に「水俣の原因不明患者の原因究明」の研究を依頼 |
| 8. 24 | 熊本大学医学部、水俣病医学研究班 (以下「熊大研究班」という。) を組織 |
| 11. 3 | 熊大研究班、中間報告で「本疾病は伝染性疾患ではなく、一種の中毒症であり、その原因は水俣湾産魚介類の摂取によるものである」と報告 |
| 12. 1 | 水俣市奇病対策委員会、54人 (うち死亡17人) を水俣病と決定 |
| 1957 (昭和32) 5. | 昭和電工、昭和合成化学工業を吸収合併し鹿瀬工場のアセトアルデヒド生産設備を増強 |
| 8. 16 | 熊本県、厚生省 (現厚生労働省) に対し「水俣湾産の魚介類に食品衛生法を適用することの可否」について照会 |
| 9. 11 | 厚生省 (現厚生労働省)、熊本県の照会に対し「食品衛生法を適用することはできない」旨を回答 |
| 9. 25 | 昭和電工、阿賀野川漁連の訴えにより新潟県と「残滓並びに汚濁水の処理については被害のおそれなきよう適切な処理を行うものとする」と覚書を交換 |
| 10. 26 | 厚生省 (現厚生労働省) 厚生科学研究班、「化学毒物として、セレン、マンガンのほかタリウムが疑われる」と発表 |
| 1958 (昭和33) 2. 7 | 新日窒附属病院長細川一ら、脳性小児マヒ様の患者をはじめて診察 *後に胎児性水俣病と判明 |
| 9. 25 | 新日窒水俣工場、アセトアルデヒド製造工程の排水経路を変更 *百間港排出をやめ、八幡プール貯溜、上澄水を水俣川河口へ放流 |
| 1959 (昭和34) 1. 2 | 昭和電工鹿瀬工場裏手のカーバイド残滓捨場が崩壊、阿賀野川へ流出し河口まで多量の魚が死滅 *阿賀野川漁協協議会に2,400万円補償 |
| 7. 21 | 新日窒附属病院長細川一、アセトアルデヒド設備の廃水を直接投与するネコ実験を開始 *10.6 ネコ400号発症するも公表されず、11.30 実験も禁止される |

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------------------|--|
| 1959 (昭和34) 7. 22 | 熊大研究班、「水俣病は現地の魚介類を摂取することによって引き起こされる神経系疾患であり、魚介類を汚染している毒物としては、水銀が極めて注目されるに至った」と公式発表 |
| 8. 5 | 新日窒水俣工場、熊本県議会水俣病特別委員会で有機水銀説は実証性のない推論と反論 |
| 8. 6 | 水俣市漁協、鮮魚小売商組合とともに新日窒水俣工場にデモ、第1回漁業補償交渉 - 第1次漁民紛争 - * ①漁業被害の補償、②ヘドロの完全除去、③排水浄化装置の設置を要求 |
| 9. 28 | 日本化学工業協会大島理事、有機水銀説を否定し爆薬説を発表 |
| 10. 17 | 熊本県漁連、新日窒に交渉を申し入れたが拒否され、工場に投石したため警官が出動 - 第2次漁民紛争 - * 総決起大会で①浄化装置完成までの操業停止、②漁業被害の補償の要求を決議 |
| 10. 21 | 通産省（現経済産業省）、新日窒に対し①アセトアルデヒド製造工程からの排水の水俣川河口への放出中止、②排水浄化装置の年内完成を指示 * 11.10 全国の同種工場に工場排水の水質調査を依頼 |
| 11. 12 | 厚生省（現厚生労働省）食品衛生調査会水俣食中毒特別部会、「水俣病の主因をなすものはある種の有機水銀化合物である」と厚生大臣に答申し、翌日解散 |
| 12. | 昭和電工安西社長、日本化学工業協会の産業排水対策委員長に就任 |
| 12. 25 | 新日窒水俣工場、排水浄化装置（サイクレーター、セディフローター）を完成 * 後の裁判の証言により、有機水銀を取り除くことに効果がないことが明らかになった |
| 12. 30 | 患者家庭互助会、新日窒と不知火海漁業紛争調停委員会の調停案を受諾し「見舞金契約」に調印 * 熊本の第1次訴訟判決で、公序良俗違反により無効と判断された |
| 1960 (昭和35) 2. 26 | 政府、食品衛生調査会水俣食中毒特別部会解散の後を受けて水俣病総合調査研究連絡協議会を設置し第1回会議を開催 * 1961.3.6 第4回会議を開催、以降開催されず |
| 4. 8 | 日本化学工業協会、産業排水対策委員会の附属機関として水俣病研究懇談会（田宮委員会）を設置（後に消滅） |
| 4. 12 | 東工大清浦教授、第2回水俣病総合調査研究連絡協議会でアミン中毒説を発表 |
| 1961 (昭和36) 9. 14 | 厚生省（現厚生労働省）、水俣病患者診査協議会（1960.12.25 設置）を改組し水俣病患者診査会を発足 |
| 1962 (昭和37) 8. | 熊本大学入鹿山教授ら、酢酸工場水銀滓と水俣湾のアサリから塩化メチル水銀を抽出したと発表 |
| 11. 29 | 水俣病患者診査会、脳性小児マヒ様患者16人をはじめて胎児性水俣病と診定 |

新潟水俣病関係年表

| 年 月 日 | 事 項 |
|--------------------|--|
| 1963 (昭和38) 2. 20 | 熊大研究班、水俣病の原因について「水俣病を起こした毒物はメチル水銀化合物で水俣湾内の貝及び新日窒水俣工場のスラッジから抽出された。しかし、現段階では両抽出物質の構造はわずかに違っている」と発表 |
| 1964 (昭和39) 11. 12 | 新潟市の住民、原因不明の神経疾患で新潟大学（以下「新大」という。）附属病院脳神経科に入院 |
| 1965 (昭和40) 1. 1 | 新日窒、チッソと社名変更 |
| 1. 10 | 昭和電工鹿瀬工場、アセトアルデヒドの生産を停止 *アセトアルデヒド製造工程図を焼却し、製造プラントを撤去 |
| 1. 18 | 東京大学椿助教授（後に新大教授）、新潟市の入院患者を診察し有機水銀中毒症と疑う |
| 5. 31 | 新大の椿・植木両教授、新潟県衛生部（現福祉保健部）に対し「原因不明の水銀中毒患者が阿賀野川下流沿岸部落に散発」と報告 －新潟水俣病発生の公式確認－ |
| 6. 12 | 新大の椿・植木両教授と新潟県衛生部（現福祉保健部）、「阿賀野川流域に有機水銀中毒患者7人発生、うち2人死亡」と正式に発表 |
| 6. 16 | 新潟県と新大、合同で新潟県水銀中毒研究本部を設置 (7.31 新潟県有機水銀中毒研究本部と改称) |
| 6. 16 | 新大の椿・植木両教授と新潟県の北野衛生部長、「原因は阿賀野川の魚と推定される」と記者会見 |
| 6. 16 | 新大医学部など、阿賀野川流域の住民の健康調査を開始 |
| 6. 21 | 新潟県、「新潟県水銀中毒対策本部」を設置 新潟市、「水銀中毒対策本部」を設置 |
| 6. 28 | 新潟県の水銀中毒対策本部、阿賀野川下流の魚介類採捕規制について行政指導の実施を決定（7.1～8.31 横雲橋下流） *9.1 食用規制に切り替わる |
| 7. 12 | 新潟県衛生部（現福祉保健部）、食品衛生法違反の恐れにより阿賀野川産川魚の販売禁止の行政指導を実施 *7.13 新潟県が関係漁協に見舞金総額50万円を支給 |
| 7. 26 | 新潟県水銀中毒研究本部、受胎調節等の訪問指導及び健康管理の実施を決定 |
| 8. 25 | 新潟県民主団体水俣病対策会議の結成 (1970.1.26 新潟水俣病共闘会議へ継承) |
| 9. 8 | 厚生省（現厚生労働省）、新潟水銀中毒事件特別研究班（臨床、試験、疫学の3班編制）を発足 |
| 10. 7 | 阿賀野川有機水銀中毒被災者の会の正式結成 (後の新潟水俣病被災者の会) |
| 12. 8 | 新潟県、新潟県有機水銀中毒症患者診査会の設置を決定 *12.23 第1回開催、患者26人（死者5人）、水銀保有者9人確認 |

| 年月日 | 事項 |
|--------------------|--|
| 1965 (昭和40) 12. 25 | 昭和電工、鹿瀬工場を分離し鹿瀬電工を設立 |
| 1966 (昭和41) 3. 24 | 厚生省 (現厚生労働省) の特別研究班・関係各省庁合同会議、「工場排水が原因と断定するには不十分」と結論を保留 |
| 5. 17 | 新大の滝澤助教授、新潟県の水銀中毒対策本部に「鹿瀬工場の排水口の水苔からメチル水銀を検出した」と報告 |
| 6. | 昭和電工、工場排水説に反論し「阿賀野川下流域中毒事件に対する見解 (農薬説)」を発表 * 7.12 厚生省 (現厚生労働省) に阿賀野川有機水銀中毒症に対する考察を提出 |
| 10. | 横浜国立大北川教授、「阿賀野川沿岸水銀中毒事故の原因に関する意見 (新潟地震により流出した農薬が逆流して下流域を汚染したという塩水楔説)」を発表 |
| 1967 (昭和42) 4. 7 | 厚生省 (現厚生労働省) の特別研究班、厚生省 (現厚生労働省) に「新潟水銀中毒事件特別研究報告書 (第2の水俣病と結論)」を提出 |
| 6. 12 | 新潟水俣病患者3世帯13人、昭和電工を相手取り慰謝料を請求し新潟地裁に提訴 - 新潟水俣病第1次訴訟 - |
| 7. 21 | 「公害対策基本法」成立 (8.3 公布施行) |
| 1968 (昭和43) 1. 24 | 新潟水俣病被災者の会代表ら、水俣を訪問し患者互助会などと交流 * 被害者の生活保障の要求や水俣と新潟が手を結ぶなどの内容の共同声明を発表 |
| 4. | 新潟水俣病記録映画「公害とたたかう」完成 * 県内はじめ全国で上映 |
| 5. 18 | チッソ水俣工場、アセチレン法アセトアルデヒド生産を中止 |
| 9. 26 | 政府、水俣病についての統一見解を発表 * 新潟水俣病は、昭和電工鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工程中で副生されたメチル水銀化合物を含む排水が大きく関与して中毒発生の基盤となっている * 熊本水俣病は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド・酢酸製造工程中で副生されたメチル水銀化合物が原因である |
| 1969 (昭和44) 6. 14 | 熊本水俣病患者家庭互助会訴訟派28世帯112人、チッソを相手取り、総額6億4,000万円余の慰謝料を請求し熊本地裁に提訴 - 熊本水俣病第1次訴訟 - |
| 12. 15 | 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法 (旧法) 公布 * 12.20 阿賀野川下流域一帯が水俣病の公害地域に指定 |
| 12. 17 | 公害の影響による疾病の指定に関する検討委全体会議 (厚生省 (現厚生労働省))、特異な発生経過、国内外で通用していることから、病名を「水俣病」と指定 |
| 1970 (昭和45) 1. 26 | 新潟県民主団体水俣病対策会議を発展解消し、新潟水俣病共闘会議を結成 |

新潟水俣病関係年表

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------------------|---|
| 1970 (昭和45) 2. 1 | 新潟県と新潟市、「新潟県・新潟市公害被害者認定審査会」を共同設置 * 2.26 第1回審査会開催 |
| 1971 (昭和46) 7. 1 | 環境庁 (現環境省) 発足 |
| 8. 7 | 環境庁 (現環境省)、事務次官通知「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」を通知 |
| 8. 7 | 環境庁 (現環境省)、熊本・鹿児島両県の棄却者9人の処分取消の裁決 |
| 9. 29 | 新潟水俣病第1次訴訟判決 (原告勝訴、確定) |
| 1972 (昭和47) 1. 8 | 阿賀野川の中・上流域から初めての認定患者 |
| 1973 (昭和48) 1. 20 | 熊本水俣病患者家族141人、チッソを相手取り、総額16億8,000万円余の慰謝料を請求し熊本地裁に提訴 - 熊本水俣病第2次訴訟 - |
| 3. 20 | 熊本水俣病第1次訴訟判決 (原告勝訴、確定) |
| 5. 22 | 熊大医学部、有明町に第3水俣病の発生の可能性を指摘 |
| 6. 21 | 新潟水俣病被災者の会と共闘会議、昭和電工との間に「新潟水俣病問題に関する協定書」調印 * 6.30 安田町 (現阿賀野市) の患者グループも補償協定調印 |
| 7. 5 | 新潟沼垂診療所斉藤所長ら、関川流域住民7人を検診し2人を水俣病と疑う * 1974.5.30 新潟県衛生部 (現福祉保健部)、関川水系の調査で漁民らを検診の結果、水俣病の疑いなしと断定 |
| 7. 9 | 熊本水俣病患者各派 (水俣病被害者の会除く)、チッソと補償協定に調印 * 12.25 水俣病被害者の会、補償協定に調印 |
| 7. 23 | 厚生省 (現厚生労働省)、「魚介類の水銀の暫定的規制値」を制定 |
| 8. 17 | 環境庁 (現環境省) 水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会、有明町で水俣病と疑われた10人中2人を否定 |
| 10. 1 | 水俣市長ら、環境庁 (現環境省) 長官など関係機関に「水俣病」の病名変更を陳情 |
| 10. 5 | 「公害健康被害補償法 (新法)」公布 (1974.9.1 施行) |
| 1974 (昭和49) 4. | 新潟で初の行政不服審査請求 (認定申請棄却者4人) |
| 6. 7 | 環境庁 (現環境省) 水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会、有明海岸に水俣病と診断できる患者なしと最終結論 |
| 1976 (昭和51) 10. 1 | 環境庁 (現環境省)、水俣病対策のため特殊疾病対策室を設置 |
| 1977 (昭和52) 7. 1 | 環境庁 (現環境省)、環境保健部長通知「後天性水俣病の判断条件について」を通知 |
| 1978 (昭和53) 3. 24 | 阿賀野川水銀汚染等調査専門家会議、阿賀野川の水銀汚染の安全宣言 * 4.17 新潟県、阿賀野川の大型魚の食用規制を全面的に解除 |

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------------------|--|
| 1978 (昭和53) 7. 3 | 環境庁 (現環境省)、事務次官通知「水俣病の認定に係る業務の促進について」を通知 |
| 1979 (昭和54) 3. 28 | 熊本水俣病第2次訴訟判決 (原告勝訴、双方控訴) |
| 1980 (昭和55) 5. 21 | 熊本水俣病認定申請棄却者ら85人、国、熊本県、チッソを相手取って水俣病国家賠償等請求訴訟を熊本地裁に提訴 －熊本水俣病第3次訴訟－ |
| 1981 (昭和56) 7. 1 | 環境庁 (現環境省)、環境保健部長通知「小児水俣病の判断条件について」を通知 |
| 1982 (昭和57) 5. 26 | 新潟水俣病被害者の会結成 |
| 6. 21 | 新潟水俣病未認定患者94人 (第8陣まで234人)、国と昭和電工を相手取って慰謝料51億4,800万円を請求し新潟地裁に提訴 －新潟水俣病第2次訴訟－ |
| 7. 23 | 公害健康被害補償不服審査会、不服審査請求に対し、新潟で初めて県の棄却処分を取り消す裁決 |
| 10. 28 | 熊本水俣病認定申請棄却者 (大阪在住) ら40人、関西訴訟を提訴 |
| 1984 (昭和59) 5. 2 | 熊本水俣病認定申請棄却者 (東京、神奈川在住) ら6人、東京訴訟を提訴 |
| 1985 (昭和60) 8. 16 | 熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決 (原告4人勝訴1人棄却、確定) |
| 11. 28 | 熊本水俣病認定申請棄却者 (京都在住) ら5人、京都訴訟を提訴 |
| 1986 (昭和61) 3. 27 | 水俣病認定申請棄却処分取消請求事件判決 (原告勝訴、被告控訴) |
| 7. 1 | 特別医療事業施行 (新潟県は適用されず) |
| 1987 (昭和62) 3. 30 | 熊本水俣病第3次訴訟第1陣判決 (原告勝訴、双方控訴) |
| 1988 (昭和63) 2. 19 | 熊本水俣病認定申請棄却者 (福岡在住) ら8人、福岡訴訟を提訴 |
| 1990 (平成 2) 9. 28 | 熊本水俣病東京訴訟で東京地裁和解勧告 *以後、熊本地裁・福岡高裁・福岡地裁・京都地裁が和解勧告 |
| 10. 29 | 政府、相次ぐ裁判所の和解勧告に「現時点で和解勧告に応じることは困難」と見解発表 |
| 1991 (平成 3) 3. 26 | 豊栄市議会、「早期解決」「特別医療事業の新潟県適用」の意見書を採択 *106市町村で同様の意見書が採択 |
| 1992 (平成 4) 2. 7 | 水俣病東京訴訟判決 (64人中42人を水俣病と認定。国・熊本県の責任否定) |
| 3. 31 | 新潟水俣病第2次訴訟第1陣判決 (提訴後認定された3人を除く91人中88人について水俣病罹患を認めたが、国の責任は否定。昭和電工、原告全員控訴) |
| 4. | ドキュメンタリー映画「阿賀に生きる」完成 *県内はじめ全国で上映 |

新潟水俣病関係年表

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------------------|--|
| 1992 (平成 4) 5. 1 | 環境庁 (現環境省)、「水俣病総合対策」の実施要領を発表 (6.29 新潟県、水俣病総合対策実施要綱を発表) |
| 1993 (平成 5) 3. 25 | 熊本水俣病第三次第2陣訴訟、原告勝訴判決。原告118人中103人を水俣病と認め、国・熊本県・チッソの責任認める。双方控訴 |
| 11. 26 | 熊本水俣病京都訴訟判決 (46人中33人に損害賠償、国・県の責任を認める。原告、被告双方控訴) |
| 1994 (平成 6) | 水俣病問題早期解決要望書 (県内全市町村長署名、111市町村議会採択) |
| 7. 11 | 熊本水俣病関西訴訟判決 (60人中42人に損害賠償、国・県の責任は否認。原告、チッソ控訴) |
| 1995 (平成 7) 2. 23 | 連立与党、「与党水俣病問題対策会議」を設置 |
| 3. 31 | 水俣病総合対策医療事業申請受付終了 |
| 9. 28 | 連立与党、熊本水俣病について水俣病未認定患者救済の最終解決案を正式決定 (被害者団体が受入れ) |
| 11. 25 | 新潟水俣病共闘会議と昭和電工、熊本案に沿うことで合意 |
| 12. 11 | 新潟水俣病被害者の会・共闘会議と昭和電工、解決協定を締結 |
| 12. 15 | 政府、「水俣病対策について」を閣議決定 *内閣総理大臣が水俣病問題の解決に当たっての談話を発表 |
| 1996 (平成 8) 1. 5 | 大島環境庁長官、総合対策医療事業の申請受付再開を発表 |
| 1. 22 | 新潟県、水俣病総合対策医療事業の申請受付を再開 (7.1まで) |
| 2. 23 | 新潟水俣病第2次訴訟第1陣、東京高裁で和解成立 |
| 2. 27 | 新潟水俣病第2次訴訟第2陣～第8陣、新潟地裁で和解成立 |
| 5. 22 | 熊本水俣病第3次訴訟第1陣及び福岡、熊本、東京、京都で係争していた訴訟、チッソと和解成立し国、熊本県に対する訴えを取下げ |
| 6. 2 | 熊本水俣病関西訴訟原告団、水俣病の行政責任を問うため訴訟継続を確認 |
| 1997 (平成 9) 5. 14 | 新潟水俣病被害者の会、「新潟水俣病被害者の会環境賞」を創設 |
| 1998 (平成10) 2. 12 | フィリピンで「日本・フィリピン水俣病経験の普及啓発セミナー」が開催、新潟県からも被害者の会や県の担当者らが参加 |
| 1999 (平成11) 1. | 新潟水俣病の教訓を活かした事業「環境再生啓発施設整備」の基本計画書を策定 |
| 2000 (平成12) 4. | 「新潟県立環境と人間のふれあい館」建築工事着工 (2001.1 建築工事完了、2001.3 展示工事完了) |
| 2001 (平成13) 3. 7 | ベトナムで「日本・ベトナム水俣病経験の普及啓発セミナー」が開催、新潟県からも被害者の会や県の担当者らが参加 |

| 年 月 日 | 事 項 |
|--------------------|--|
| 2001 (平成13) 4. 27 | 熊本水俣病関西訴訟大阪高裁判決 (51人に損害賠償、国・熊本県の責任を認定。チッソは上告せず、国・熊本県が上告) |
| 8. 1 | 「新潟県立環境と人間のふれあい館」開館 |
| 2002 (平成14) 3. | 新潟県、「新潟水俣病のあらまし」、小学校教育副読本「未来へ語りついで～新潟水俣病が教えてくれたもの～」を発行 |
| 2003 (平成15) 4. 1 | 環境と人間のふれあい館のサブネームに、「新潟水俣病資料館」を使用 |
| 2004 (平成16) 10. 15 | 熊本水俣病関西訴訟最高裁判決 (国・熊本県の責任を認定、国・熊本県の敗訴が確定) |
| 2005 (平成17) 4. 7 | 環境省は「今後の水俣病対策について」を発表 |
| 6. 6 | 泉田新潟県知事は、新潟水俣病公式確認から40年を契機に、「ふるさとの環境づくり宣言」を発表 |
| 6. 12 | 新潟水俣病被害者の会、新潟水俣病共闘会議は「新潟水俣病40年記念の集い」を開催し、「阿賀よ伝えて－103人が語る新潟水俣病」を発刊 |
| 8.20～8.28 | 新潟県主催で新潟水俣病40年記念事業「阿賀ルネサンス」を開催 |
| 10. 3 | 水俣病不知火患者会が、チッソ・国・熊本県を相手取り、損害賠償請求訴訟を熊本地裁に提訴 －ノーモア・ミナマタ熊本第1次国賠等訴訟－ |
| 10. 13 | 水俣病総合対策事業における保健手帳の申請受付を再開 |
| 2006 (平成18) 5. 1 | 水俣市で水俣病犠牲者慰霊式が開催 (水俣市・水俣病犠牲者慰霊式実行委員会・水俣病公式確認50年事業実行委員会主催) 泉田知事が新潟県歴代知事として慰霊式に初めて出席 |
| 5. 10 | 公害健康被害補償不服審査会が、不服審査請求に対し、新潟市の棄却処分を取り消す裁決 |
| 9. 19 | 国の「水俣病問題に係る懇談会」が環境大臣に提言書を提出。内容は、「いのちの安全」の危機管理体制、被害者の苦しみを償う制度づくり、「環境・福祉先進モデル地域」の構築など。環境省に水俣病発生地域環境福祉推進室が発足 (9.21) |
| 10. 14 | 環境と人間のふれあい館来館者が20万人を突破 |
| 10. 21 | 環境と人間のふれあい館開館5周年事業として記念講演会を開催 |
| 2007 (平成19) 2. 8 | 泉田知事は、新潟水俣病問題の包括的な検証と今後のもやい直しの取組みについて助言を得るため、「新潟水俣病問題に係る懇談会」を発足 |
| 3. 7 | 関西訴訟最高裁判決以後、初めて認定審査会を開催。2名を認定 |
| 4. 27 | 新潟水俣病の被害者12人、国、県、昭和電工を相手取り、新潟地裁に提訴 －新潟水俣病第3次訴訟－ |
| 6. 23 | 新潟水俣病阿賀野患者会結成 |

新潟水俣病関係年表

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------------------|---|
| 2008 (平成20) 3. 21 | 「新潟水俣病問題に係る懇談会」が「最終提言書」を取りまとめ、泉田新潟県知事に提言 (3.25) |
| 10. 10 | 新潟県、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定 |
| 2009 (平成21) 4. 1 | 新潟県、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行。「新潟水俣病福祉手当」(月額7,000円)の支給を開始 |
| 6. 12 | 新潟水俣病の被害者26人、認定患者1人が国、昭和電工を相手取り、新潟地裁に提訴 ーノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟ー |
| 7. 8 | 与党と民主党が個別法案を共同修正した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が参議院で可決成立。公布・施行 (7.15) |
| 2010 (平成22) 4. 16 | 政府、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づき、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(以下「水俣病救済特別措置法」という。)を閣議決定 |
| 5. 1 | 熊本県水俣市で開かれた水俣病犠牲者慰霊式に鳩山内閣総理大臣が歴代内閣総理大臣として初めて出席 |
| 5. 1 | 「水俣病救済特別措置法」に基づく給付申請の受付を開始 |
| 8. 31 | 新潟県、「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために…新潟水俣病教師用指導資料集…」を発行 |
| 2011 (平成23) 3. 3 | ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟、新潟地裁で正式に和解が成立 |
| 3. 23 | 水俣病出水の会(鹿児島県出水市)、水俣病被害者芦北の会(熊本県津奈木町)、水俣病被害者獅子島の会(鹿児島県長島町)の3団体が、原因企業のチッソと紛争終結の協定を結ぶ |
| 3. 28 | ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟(水俣病不知火患者会)、全て和解が成立(24日東京地裁、25日熊本地裁、28日大阪地裁) |
| 3. 31 | 水俣病の原因企業チッソ(本社・東京)、子会社JNCに液晶生産などすべての営利事業を譲渡。分社化で4月1日からは水俣病被害者への補償や公的債務返済の業務に特化した会社として存続 |
| 9. 1 | 新潟水俣病第3次訴訟原告らが患者団体「新潟水俣病患者会」を設立 |
| 2012 (平成24) 2. 3 | 政府、「水俣病救済特別措置法」に基づく救済策の申請期限を7月31日に決めたと発表 |
| 6. 7 | 環境と人間のふれあい館来館者が40万人を突破 |
| 6. 11 | 胎児性水俣病など水俣病研究に取り組んできた原田正純氏(元熊本学園大学教授)が死去 |
| 7. 31 | 「水俣病救済特別措置法」に基づく給付申請の受付が終了 |
| 8. 3 | 環境省、「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」を発表 |

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------------------|--|
| 2012 (平成24) 8. 30 | 新潟県、7月末で締め切られた「水俣病救済特別措置法」に基づく給付申請数が累計で2,108人だったと発表。熊本県は42,961人、鹿児島県は20,082人と発表。3県の合計で65,151人が申請 |
| 2013 (平成25) 1. 19 | 水銀による環境汚染や健康被害を防ぐ条約制定に向けたジュネーブでの政府間交渉において、条約名称が「水銀に関する水俣条約」に決定 |
| 3. 6 | 泉田知事、特措法判定結果の異議申立てに対して行政行為としての処分性を認め受理 |
| 4. 16 | 熊本県の女性の水俣病認定申請を棄却した熊本県に対し、棄却処分の取消等を求めた訴訟で、(原告の請求を認容する)福岡高裁判決を不服とする熊本県の上告を棄却する最高裁判決 |
| 4. 16 | 熊本県の女性の水俣病認定申請を棄却した熊本県に対し、棄却処分の取消等を求めた訴訟で、(原告の請求を棄却した)大阪高裁判決を破棄し、審理差戻しとする最高裁判決 |
| 6. 20 | 「水俣病救済特別措置法」の対象外とされた「水俣病不知火患者会」の48人が、国、熊本県、チッソを相手取り、損害賠償を求め熊本地裁に提訴 —ノーモア・ミナマタ2次訴訟— |
| 10. 10 | 水銀の規制に関する「水銀に関する水俣条約」が採択 10月9日～11日、熊本市と水俣市で水俣条約外交会議が開催 |
| 10. 25 | 水俣病認定申請を熊本県に棄却され、不服審査請求していた熊本県の男性に対し、国の公害健康被害補償不服審査会が認定相当とする裁決 |
| 12. 3 | 水俣病認定申請を棄却された新潟市内の男女6人が新潟市を相手取り、棄却処分の取消しと認定の義務付けを求め新潟地裁に提訴(新潟水俣病第1次抗告控訴) |
| 12. 11 | 「新潟水俣病阿賀野患者会」の22人が、国、昭和電工を相手取り、損害賠償を求め新潟地裁に提訴 (ノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟) |
| 2014 (平成26) 3. 7 | 環境省、「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」を関係自治体に通知 |
| 5. 2 | 新潟県・新潟市公害健康被害認定審査会が、疫学分野における参考人を選任 |
| 10. 14 | 新潟水俣病公式確認50年へ向けて実行委員会(会長:泉田知事)を設置 |
| 12. 4 | 環境と人間のふれあい館来館者が50万人を突破 |
| 2015 (平成27) 3. 23 | 新潟水俣病第3次訴訟、新潟地裁判決 国・県に対する請求は棄却、昭和電工に対する請求は一部認容 原告及び被告昭和電工は東京高裁に控訴 |
| 5. 31 | 新潟水俣病公式確認50年式典 望月環境大臣などのあいさつや、泉田知事が「ふるさとの環境づくり宣言2015」を発表 |
| 9. 2 | 平成25年最高裁判決後、初めて認定審査会を開催。2名を認定 |

新潟水俣病関係年表

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------------|---|
| 2016 (平成28) | 1. 19 「新潟県立環境と人間のふれあい館」リニューアルオープン (阿賀野川ジオラマ整備、2F年表整理) |
| | 3. 30 「新潟水俣病の歴史と教訓を伝える碑」 除幕式 |
| | 5. 30 新潟水俣病第1次抗告訴訟、新潟地裁判決 原告9人中7人の請求を認容。原告・被告双方が控訴 |
| | 10. 29 熊本水俣病公式確認60年式典開催 |
| 2017 (平成29) | 6. 30 環境と人間のふれあい館の来館者が60万人を突破 |
| | 8. 16 「水銀に関する水俣条約」 発効 |
| | 11. 29 新潟水俣病第1次抗告訴訟、東京高裁判決 原告9人全員を水俣病と認定するよう市に命令 |
| | 12. 4 新潟市、新潟水俣病第1次抗告訴訟高裁判決の受入れを表明。12月14日に原告9人全員を水俣病と認定 |
| 2018 (平成30) | 3. 23 新潟水俣病第3次訴訟、東京高裁判決 原告の請求を棄却。被告側である国、県、昭和電工が勝訴 |
| | 3. 28 環境省、「新潟水俣病抗告訴訟東京高裁判決について」を関係自治体に通知 |
| | 4. 4 新潟水俣病第3次訴訟において、原告2人が最高裁へ上告 |
| 2019 (平成31) | 2. 4 水俣病認定申請を棄却された男女5人が県と新潟市を相手取り、棄却処分の取消しと認定の義務付けを求め新潟地裁に提訴 (新潟水俣病第2次抗告訴訟) |
| | 3. 5 新潟水俣病第3次訴訟において、最高裁が上告を棄却。(被告側である国、県、昭和電工の勝訴が確定) |

参 考 文 献

参考文献

※書名・タイトルの50音順に記載

| 著・编者（発行所） | 書名・タイトル | 発行年 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|------|
| 石田 芳英ほか（阿賀に生きる製作委員会） | A G A草紙③ - 阿賀野川の川漁 - | 1999 |
| 建設省北陸地方建設局阿賀野川工事事務所 | 阿賀野川史 - 改修60年のあゆみ - | 1988 |
| 新潟県生活環境部 | 阿賀野川水銀汚染総合調査報告書 | 1979 |
| 新潟水俣病被害者の会・ 新潟水俣病共闘会議 | 阿賀よ忘れるな - 新潟水俣病第二次闘争の記録 - | 1996 |
| 新潟水俣病40周年記念誌出版委員会 | 阿賀よ伝えて 103人が語る新潟水俣病 | 2005 |
| 新潟水俣病阿賀野患者会 新潟水俣病弁護団、新潟水俣病共闘会議 | 阿賀は訴える こんどこそノーモア・ミナマタを！ | 2012 |
| 新潟水俣病聞き書き集制作委員会 | いっちうんめえ水らった - 聞き書き新潟水俣病 | 2003 |
| 新潟県民主団体水俣病対策会議 | 怒りは川をさかのぼる | 1967 |
| 新潟水俣病学校聞きとりクラブ | 怒れ阿賀 - 新潟水俣病被害者 川べりの生活 - | |
| 新潟水俣病共闘会議 | いまなぜ “みなまた” か | 1984 |
| 関 礼子 | インタビュー地域に誇りを取り戻す試み グラフィケーション通巻303号 | 2001 |
| 関 礼子 | 映画「阿賀に生きる」の人と舞台 - 特別講義（講義録） - | 1999 |
| 新潟県 | 環境と人間のふれあい館語り部映像 | 2001 |
| 新潟県 | 環境と人間のふれあい館展示資料 | 2001 |
| 三橋 規宏（日本経済新聞社） | 環境経済入門 | 1999 |
| 木野 茂（株）東京数学社 | 環境と人間 - 公害に学ぶ - | 1997 |
| 飯島 孝（株）技術と人間/高橋 昇 | 技術の黙示録 - 化学技術論序説 - | 1996 |
| 昭和電工(株)社史編集室（昭和電工(株)） | 昭和電工五十年史 | 1977 |

| 著・编者（発行所） | 書名・タイトル | 発行年 |
|-----------------------------------|---|------|
| 環境省国立水俣病総合研究センター、水俣病情報センター | 水銀と健康 第4版 | 2010 |
| 環 境 省 | 図で見る環境白書（平成11年版） | 1999 |
| 環 境 省 | 図で見る環境白書（平成13年版） | 2001 |
| (株)ビッグペン編著 三和総合研究所監修 | 手にとるように環境問題がわかる本 | 1999 |
| 関 礼子（東信堂） | 新潟水俣病をめぐる制度・表象・地域 | 2003 |
| 新潟県 | 新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために …新潟水俣病教師用指導資料集… | 2010 |
| 新潟水俣病共闘会議東京事務所 | 新潟水俣病裁判・判決全文 | 1972 |
| 新潟水俣病弁護団 | 新潟水俣病第二次訴訟最終準備書面 （第1分冊の1） | 1990 |
| 新潟水俣病問題に係る懇談会 | 新潟水俣病問題に係る懇談会 最終提言書 —患者とともに生きる支援と福祉のために— | 2008 |
| 坂東 克彦（日本放送出版協会） | 新潟水俣病の三十年 —ある弁護士の回想— | 2000 |
| 飯島 伸子・船橋 晴俊（(株)東信堂） | 新潟水俣病問題 —加害と被害の社会学— | 1999 |
| 環境省・ヴェトナム環境省 | 日本・ヴェトナム水俣病経験の 普及啓発セミナー発表資料 | 2001 |
| 新潟水俣病阿賀野患者会 新潟水俣病弁護団・新潟水俣病共闘会議 | 「ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟」 原告手記 みばわるいすけを乗り越えて | 2012 |
| 宮澤 信雄（葦書房） | 水俣病事件四十年 | 1997 |
| 水俣市立水俣病資料館編 （水俣市企画課） | 水俣病 —その歴史と教訓— 2000 | 2000 |
| 環境庁環境保健部 | 水俣病その歴史と対策 | 1997 |
| 新潟県福祉保健部生活衛生課 | 水俣病その歴史と対策 —にいがた— | 1997 |
| 西村 肇、岡本達明（日本評論社） | 水俣病の科学 | 2001 |

| 著・编者（発行所） | 書名・タイトル | 発行年 |
|---------------------|------------------------------------|------|
| 環境省 | 水俣病の教訓と日本の水銀対策 | 2011 |
| 水俣市立水俣病資料館・水俣病歴史考証館 | 水俣病の10の知識 | 1997 |
| 水俣市 | 水俣病－その歴史と教訓－ | 2007 |
| 水俣病医学研究会（株）ぎょうせい | 水俣病の医学 －病像に関するQ&A－ | 1995 |
| 全国市民フォーラム実行委員会 | 水俣病の教訓 水俣病裁判の経験から | 2001 |
| 深井 純一（株）勁草書房 | 水俣病の政治経済学 －産業史的背景と行政責任－ | 1999 |
| 水俣病に関する社会科学的研究会 | 水俣病の悲劇を繰り返さないために －水俣病の経験から学ぶもの－ | 1999 |
| 熊本日日新聞社 | 水俣病百科 水俣水銀国際会議 | 2001 |
| 宮本 憲一 | 水俣病問題の世界の環境政策への教訓 | 2001 |
| 原田 正純（日本評論社） | 水俣への回帰 | 2007 |
| 新潟水俣病研究会 | よみがえれ阿賀－新潟水俣病Q&A－ | 1986 |

※上記の他、環境と人間のふれあい館で、書籍・資料が閲覧できます。

新潟水俣病出版事業編集協議会

※初版の編集にあたり下記の方々から御意見をいただきました。

| | |
|-------|----------------|
| 大熊 一郎 | 新潟県立教育センター |
| 川上 耕 | 新潟水俣病弁護団 |
| 木村 勇一 | 新潟市保健所 |
| 工藤 和雄 | 新潟水俣病弁護団 |
| 近藤 喜祐 | 新潟県教育庁下越教育事務所 |
| 高野 秀男 | 新潟水俣病共闘会議 |
| 旗野 秀人 | 新潟水俣病安田患者の会事務局 |
| 樋口 幸二 | 新潟水俣病被害者の会 |

(敬称略、五十音順)

新潟県福祉保健部生活衛生課

新潟水俣病のあらまし

| | |
|-------|---|
| 初 版 | 2002 (平成14) 年3月 |
| 第 2 版 | 2007 (平成19) 年3月 |
| 第 3 版 | 2013 (平成25) 年3月 |
| 第 4 版 | 2016 (平成28) 年3月 |
| 第 5 版 | 2020 (令和 2) 年3月 |
| 編 集 | 新潟県福祉保健部生活衛生課 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 TEL (025) 280-5207 FAX (025) 284-6757 |
| 発 行 | 新 潟 県 |

表紙写真

- ・阿賀野川河口 写真提供：国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所
- ・日の出の漁 撮 影：野瀬山信夫氏 写真提供：横越町（現新潟市）
- ・早朝の漁 撮 影：白樺貞夫氏
写真提供：国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所

裏表紙写真

- ・ふれあい館展示室 撮 影：ヴィスタジャパン 廣崎節雄氏



古紙配合率 70% 再生紙を使用しています

